

有価証券報告書

事業年度 自 平成29年4月1日
(第13期) 至 平成30年3月31日

東日本高速道路株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第13期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2 【事業等のリスク】	15
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	30
第3 【設備の状況】	31
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	31
2 【道路資産】	36
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	41
3 【配当政策】	41
4 【株価の推移】	41
5 【役員の状況】	42
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5 【経理の状況】	49
1 【連結財務諸表等】	50
2 【財務諸表等】	97
第6 【提出会社の株式事務の概要】	121
第7 【提出会社の参考情報】	122
1 【提出会社の親会社等の情報】	122
2 【その他の参考情報】	122
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	123
第1 【保証会社情報】	123
第2 【保証会社以外の会社の情報】	124
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	124
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	128
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	128
第3 【指数等の情報】	130

監査報告書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月27日

【事業年度】 第13期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 畠 徹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 吉 見 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 吉 見 秀 夫

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	859,053	1,088,710	1,077,149	1,034,522	1,056,448
経常利益 (百万円)	5,795	10,022	20,332	22,092	3,304
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,296	10,293	14,221	24,231	20,858
包括利益 (百万円)	2,323	26,222	△9,476	32,741	21,626
純資産額 (百万円)	156,094	178,268	168,792	201,533	223,160
総資産額 (百万円)	882,424	978,351	1,220,809	1,481,981	1,851,142
1株当たり純資産額 (円)	1,486.61	1,697.79	1,607.54	1,919.37	2,125.33
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.87	98.03	135.44	230.77	198.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.6	18.2	13.8	13.5	12.0
自己資本利益率 (%)	1.4	6.1	8.1	13.0	9.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△51,645	66,752	△109,142	△211,413	△229,338
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△29,670	△26,359	△29,915	△72,923	△59,976
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	43,436	△8,395	219,750	266,480	324,908
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	32,345	64,342	145,034	127,178	162,770
従業員数 (人)	13,736	13,940	14,176	14,388	14,784
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔2,549〕	〔2,629〕	〔2,656〕	〔2,644〕	〔2,560〕

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	821,457	1,052,896	1,041,729	1,001,139	1,022,811
経常利益 (百万円)	845	4,470	14,823	17,144	1,328
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△125	2,458	11,219	20,587	21,219
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	143,075	141,840	153,025	173,618	194,818
総資産額 (百万円)	849,537	938,317	1,179,465	1,434,575	1,805,611
1株当たり純資産額 (円)	1,362.62	1,350.86	1,457.38	1,653.50	1,855.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失(△) (円)	△1.19	23.41	106.85	196.07	202.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.8	15.1	12.9	12.1	10.7
自己資本利益率 (%)	△0.0	1.7	7.6	12.6	11.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	2,189	2,196	2,216	2,229	2,243

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	東日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	ネクセリア東日本(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及びネクセリア東日本(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年6月	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(現(株)ネクスコ・サポート北海道)(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北(連結子会社)、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東(平成19年10月、(株)東関東への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟(平成20年3月、(株)クエスト新潟への吸収合併により消滅)、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)及び(株)ネクスコ・トール関東(連結子会社)設立
平成18年7月	新潟管理局を新潟支社に名称変更
平成18年9月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」を一部変更
平成19年3月	技術部を設置 新日本ハイウェイ・パトロール(株)、札幌道路エンジニア(株)、(株)アクトノース及び陸羽道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ(株)ネクスコ東日本パトロール(現(株)ネクスコ・パトロール東北)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北に商号変更 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)ネクスコ・トール北関東(連結子会社)設立
平成19年7月	東日本ハイウェイ・パトロール(株)(現(株)ネクスコ・パトロール関東)を株式取得により連結子会社化
平成19年9月	(株)東関東を株式取得により連結子会社化
平成19年10月	(株)東関東が(株)ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併し、(株)ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更
平成19年12月	(株)メンテナンス関東を株式取得により連結子会社化し、(株)ネクスコ・メンテナンス関東に商号変更
平成20年1月	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))の料金徴収期間が満了
平成20年2月	関越ロードメンテナンス(株)(現(株)ネクスコ・メンテナンス新潟)を株式取得により連結子会社化
平成20年3月	(株)ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)設立 (株)クエスト新潟を株式取得により連結子会社化、同社が(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟を吸収合併し、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟に商号変更
平成20年4月	(株)ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)及び(株)ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)設立
平成20年10月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

年月	事項
平成22年4月	㈱ネクスコ東日本リテイ尔(連結子会社)が㈱盛岡セントラルホテルを株式取得により連結子会社化
平成22年6月	㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)設立
平成23年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成23年4月	本部制導入に伴い経営企画本部、総務本部、経理財務本部、技術本部、管理事業本部、建設事業本部及び事業開発本部を設置 海外事業部、環境部、新事業開発部、財務部、技術マーケティング推進室、グループ統括室、CSR・TD推進室等を設置
平成23年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年2月	㈱ネクスコ・サポート新潟(連結子会社)設立
平成24年4月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成24年8月	業務監査部を業務監査室に改編
平成25年1月	総務本部と経理財務本部を統合して総務・経理本部を、技術本部と建設事業本部を統合して建設・技術本部を、それぞれ設置 グループ統括室、CSR・TD推進室及び技術マーケティング推進室を廃止したほか、経理部と財務部を統合して経理財務部を、技術部と環境部を統合して技術・環境部を、広報・IR部を改編して広報・CSR部を、それぞれ設置
平成25年3月	ネクセリア東日本(連結子会社)が㈱ホームワークスを株式取得により連結子会社化
平成25年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年6月	ネクセリア東日本(連結子会社)が㈱ネクセリア・シティフード及び㈱スノーフーズを株式取得等により連結子会社化
平成26年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成26年10月	事業創造企画室を設置
平成27年3月	㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)設立 「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成27年4月	㈱ネクセリア・シティフード(連結子会社)が㈱一平を株式取得により連結子会社化
平成27年7月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成27年10月	㈱ネクスコ東日本リテイ尔(連結子会社)が㈱盛岡セントラルホテルを吸収合併
平成28年2月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成28年6月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成28年8月	㈱ネクスコ・メンテナンス関東(連結子会社)が㈱関東エリアクリーン(連結子会社)を設立
平成28年12月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年4月	㈱ネクセリア・シティフード(連結子会社)が㈱ホームワークス(連結子会社)及び㈱一平(連結子会社)を吸収合併 事業開発本部をサービスエリア事業本部に名称変更
平成29年8月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更
平成29年10月	㈱ネクスコ東日本リテイ尔(連結子会社)が㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)を株式交換により完全子会社化
平成30年3月	「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」を一部変更

3 【事業の内容】

当社及び関係会社(子会社24社及び関連会社7社(平成30年3月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の1都1道15県(注1)において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路(注2)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
保全点検業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
維持修繕業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)関東エリアクリーン (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
交通管理業務	(連結子会社) (株)ネクスコ・パトロール東北、(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路(株)
その他業務(注3)	(連結子会社) (株)ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ、ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)高速道路総合技術研究所

- (注) 1. 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県(東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域)
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金收受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国及び地方公共団体等との協議の結果、経済性及び効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨高速道路橋及び取付道路等の工事等を当社が行っております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)321箇所のうち、商業施設を所有している190箇所(注1)についてはネクセリア東日本㈱(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務については㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)及び㈱スノーフーズ(連結子会社)(注2)が、飲食店舗運営業務については㈱ネクセリア・シティフード(連結子会社)が行っております。

(注) 1. 平成30年4月に新たに商業施設の営業を開始した京葉道路京葉市川PA(下り線)を含めた箇所数は191箇所となります。

2. ㈱スノーフーズは、平成30年6月に㈱ネクスコ東日本ロジテムが全株式を売却したことにより、当社の連結子会社ではなくなりました。

(4) その他

その他においては、コンサルティング事業、カード事業、WEB事業、駐車場事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

このうち、コンサルティング事業については、新直轄区間(注1)における工事監理等の技術支援業務、三陸沿岸道路における事業促進PPP(注2)業務及び地方自治体等の跨高速道路橋点検業務を、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載したE-NEXCO passの発行をそれぞれ当社が行っております。

また、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供並びに地域 特産品等の販売等を当社及び㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び㈱ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル㈱(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、他社と共同でインドの有料道路運営に参画することについて基本合意をする等、インド道路事業への本格参入を進めるとともに、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行っております。スマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)(注3)関連技術や情報基盤高度化技術の開発、それらの内部活用の促進、技術開発成果の外販等の業務については、㈱ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。

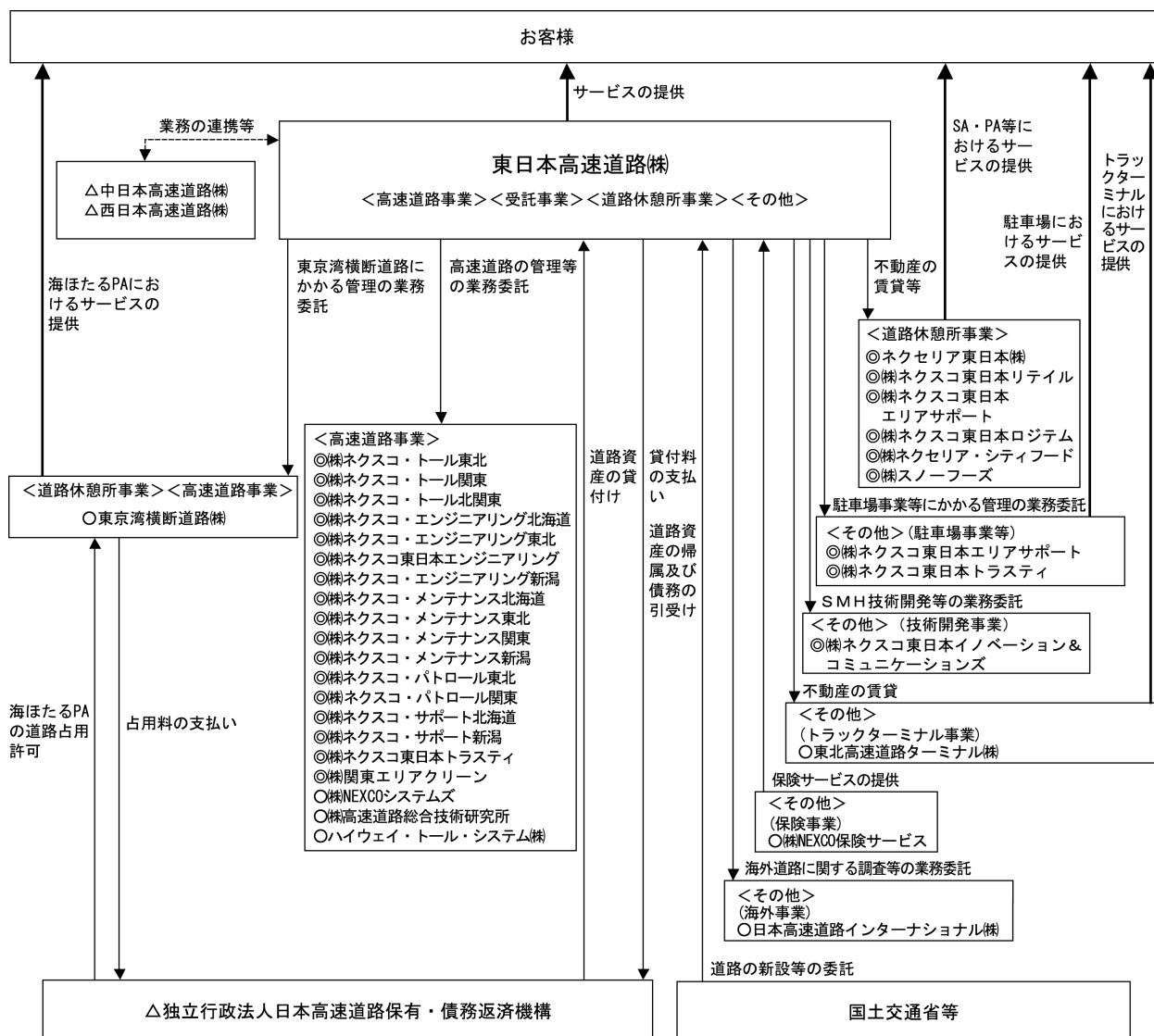
その他、㈱NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

(注) 1. 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間をいいます。

2. 国土交通省が導入した事業方式で、従来は発注者(国等)が単独で行ってきた協議調整等の工事前業務について、民間技術者チームが発注者と一体となって実施することにより、事業の促進を企図するものです。

3. 長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT(Information and Communication Technology)の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図るものです。

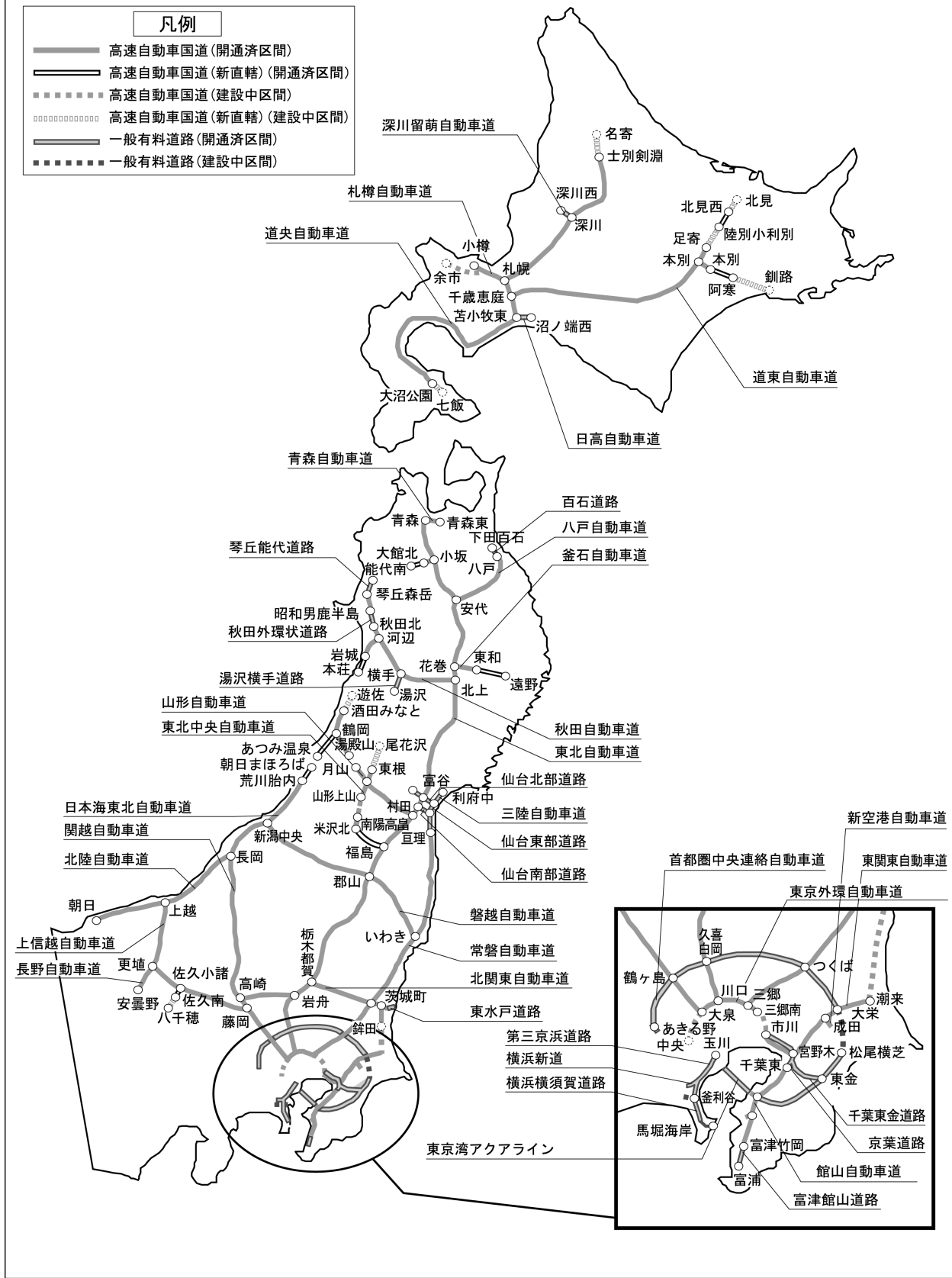
以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社、△は関連当事者を示しております。
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

東日本高速道路株式会社 路線図

- 凡例**
- 高速自動車国道(開通済区間)
 - 高速自動車国道(新直轄)(開通済区間)
 - ⋯⋯⋯ 高速自動車国道(建設中区間)
 - ⊖⊖⊖⊖⊖⊖⊖⊖ 高速自動車国道(新直轄)(建設中区間)
 - 一般有料道路(開通済区間)
 - ⋯⋯⋯ 一般有料道路(建設中区間)



[平成30年3月31日現在]

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

(平成30年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2	関係内容
㈱ネクスコ・トール東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール関東	東京都墨田区	90	高速道路事業	100.0	一般国道14号及び16号(京葉道路)等の料金收受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・トール北関東	さいたま市 大宮区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 北海道	札幌市白石区	60	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 東北	仙台市青葉区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ東日本エンジニア リング	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・エンジニアリング 新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	北陸自動車道等の保全点検業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス 北海道	札幌市白石区	43	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	仙台市青葉区	99	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス関東	東京都 千代田区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・メンテナンス新潟	新潟県長岡市	72	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の維持修繕業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱ネクスコ・パトロール東北	仙台市青葉区	60	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2	関係内容
(株)ネクスコ・パトロール関東	東京都文京区	90	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・サポート北海道	札幌市厚別区	40	高速道路事業	100.0	北海道縦貫自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ・サポート新潟	新潟市中央区	40	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の料金收受業務及び交通管理業務を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本トラスティ	東京都港区	45	高速道路事業 その他 (駐車場事業 等)	100.0	用地調査管理業務、財産整理業務及び道路敷地管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 あり 役員の兼任等 なし
(株)関東エアークリーン	東京都 千代田区	30	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ネクセリア東日本(株)	東京都港区	1,500	道路休憩所 事業	100.0	SA・PA内商業施設等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本リテイル	東京都港区	225	道路休憩所 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本エア サポート	東京都港区	90	道路休憩所 事業 その他 (駐車場事業 等)	100.0	駐車場事業等管理業務等を委託しております。また、建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクスコ東日本ロジテム (注) 3	東京都港区	150	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ネクセリア・シティフード (注) 4	東京都港区	60	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)スノーフーズ (注) 5	札幌市白石区	20	道路休憩所 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2	関係内容
㈱ネクスコ東日本インベーション&コミュニケーションズ	東京都港区	85	その他 (技術開発事業)	100.0	研究開発及び情報処理・提供サービス等業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントに記載された名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. ㈱ネクスコ東日本ロジテムは、平成29年10月に株式交換により㈱ネクスコ東日本リテイルの完全子会社となりました。
4. ㈱ネクセリア・シティフードは、平成29年4月に㈱ホームワークス及び㈱一平を吸収合併しました。
5. ㈱スノーフーズは、平成30年6月に㈱ネクスコ東日本ロジテムが全株式を売却したことにより、当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 持分法適用の関連会社

(平成30年3月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%) (注) 2, 3	関係内容
東京湾横断道路㈱ (注) 4	東京都品川区	90,000	高速道路事業 道路休憩所 事業	33.3 (0.0)	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)の規定による同社との管理協定に基づき、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の維持修繕、料金収受等の管理を委託しております。また、事務所建物の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCOシステムズ	東京都新宿区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。また、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール・システム ㈱	東京都中央区	75	高速道路事業	30.0 [9.7]	料金収受機械等保守整備業務を委託しております。また、支社建物等の一部を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCO保険サービス	東京都 千代田区	15	その他 (保険事業)	33.3	損害保険及び生命保険の代理店業務によるサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東北高速道路ターミナル㈱	宮城県名取市	1,082	その他 (トラックターミナル事業)	27.0 (0.4)	仙台南及び郡山の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
日本高速道路インターナショナル ㈱	東京都 千代田区	49	その他 (海外事業)	28.6	海外道路に関する調査・研究業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。
4. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	13,334
受託事業	[1,092]
道路休憩所事業	1,107
その他	[1,468]
全社(共通)	343
計	14,784 [2,560]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成30年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,243	42.5	18.5	7,985,366

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,847
受託事業	
道路休憩所事業	53
その他	
全社(共通)	343
計	2,243

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、東日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献」することをグループ経営理念とし、「つなぐ」価値を創造し、あらゆるステークホルダーに貢献する企業として成長するというグループ経営ビジョンの実現を目指し、グループ経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、事業を実施しています。

平成29年度は、当社設立から20年後にあたる2025年に達成したい姿を描いた「グループ長期ビジョン2025」の実現に向け新たに策定した「NEXCO東日本グループ中期経営計画（平成29～32年度）」の初年度として、着実に事業を実施してきました。

新たに策定した中期経営計画は、「将来のありたい姿を実現するために挑戦し、飛躍する期間」と位置づけた4年間の計画となっており、具体的には、「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」「社会に貢献する技術開発の推進」「関連事業の収益力強化」「グループ全体の経営力強化」の5つの基本方針のもとに、グループ一体となって戦略的な行動計画を策定したものです。

平成30年度における日本経済は、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控えた関連需要の高まりや海外経済の継続的改善による輸出増等により、企業業績の更なる改善、設備投資も増加基調の継続が期待されるほか、各種政策効果等もあって、雇用・所得環境が引き続き改善するなど、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれます。

一方で、生産年齢人口の減少や景気回復に伴い、人材確保が厳しくなっており、労働力確保、生産性向上を図ることも求められています。

このような事業環境のなか、高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めていきます。特に、大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)につきましては、各事業の実施内容を具体化し、関係機関と連携を図りながら着実に実施していきます。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献していきます。

今後も、中期経営計画の達成に向けて行動計画に基づく取組みを着実に行うほか、平成27年7月に国土交通省が取りまとめた「高速道路機構・会社の業務点検結果」において今後の課題とされた事項について、関係機関と連携を図りながら対処していくとともに、休憩施設のリニューアル等により、お客さまにご利用いただきやすく心地良い空間づくりに取り組んでいきます。

また、地域社会に貢献するため、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路、北海道横断自動車道及び東北中央自動車道の整備や、平成30年3月に新たに事業許可を受けた首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡ジャンクション(以下「JCT」といいます。))～大栄JCT)の4車線化等の道路建設事業を展開するとともに、地域との連携や災害時の対応力の強化等の課題について、グループ一丸となって取り組んでいきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下において記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、不確実性が内在しております。

1. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、高速道路会社法、民営化関係法施行法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)及び下記「15. 高速道路関係法令の適用」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)により、2025年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております(後記「4 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を参照ください。)。協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」といいます。))が、あらかじめ協定において定められている計画収入の金額(以下「計画収入」といいます。))と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1)道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており(下記「15. 高速道路関係法令の適用 (2)道路整備特別措置法 ②国土交通大臣による許可その他の規制事項 (ア)高速道路の新設又は改築(第3条)」をご参照ください。)、実績収入から管理費用を差引いた金額を支払原資としております。このため、実績収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実績収入が計画収入の1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が

規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定等(下記「15. 高速道路関係法令の適用 (2)道路整備特別措置法 ③その他の事項 (イ)道路資産等の帰属(第51条)」をご参照ください。)により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定等が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い借入金及び道路債券に係る債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条をご参照ください。)。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けは重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 大規模災害の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪、大事故、パンデミック及びテロ等の大規模災害が発生した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用の減少に伴う収入の減少並びに設備の毀損に伴う支出の増加及び資産の減価等の被害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、道路休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. 品質管理

当社グループが実施する設計、工事等において、請負人の設計過誤や施工不良により、高速道路の構造等に欠陥が生じた場合には、通行障害や開通遅延による社会的信用の低下や料金収入の減少等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等の規定に則り、厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウイルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 高速道路関係法令等の適用

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令等の適用があります。

(1) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア) 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ) 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

(ウ) 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ) 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ) 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ) 重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ) 定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク) 会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ) 国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

③ その他の事項

(ア) 政府による株式の保有(第3条)

政府(首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱)にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ) 一般担保(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ) 債務保証(附則第3条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。))を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア) 高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ) 法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(ウ) 料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ) 道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③ その他の事項

(ア) 料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適當であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ) 道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

(4) 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、高速道路会社等に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的としております(第1条)。同法にお

いては、高速道路会社は基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うこと(第10条)が規定されております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における日本の経済は、企業収益や雇用・所得環境が継続的に改善する中で、設備投資や個人消費についても持ち直し、民需の改善もみられるなど、緩やかな回復が続きました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わらなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、当社設立から20年後にあたる2025年に達成したい姿を描いた「グループ長期ビジョン2025」の実現に向け、新たに策定した「NEXCO東日本グループ中期経営計画（平成29～32年度）」の初年度として、「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」「社会に貢献する技術開発の推進」「関連事業の収益力強化」「グループ全体の経営力強化」という5つの基本方針のもと、着実に事業を実施してまいりました。

また、事業の実施にあたっては、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制などの内部統制システムの構築を図り、コーポレート・ガバナンスを充実させ適正かつ効率的に業務を遂行するとともに、明るく健康的な職場環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るために「E-Shokuba (ES)づくり運動」に取り組みました。

当連結会計年度の営業収益は1,056,448百万円(前期比2.1%増)、営業損失が169百万円(前期は営業利益19,021百万円)、経常利益が3,304百万円(前期比85.0%減)となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は20,858百万円(同13.9%減)となりました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全・快適に走行できる道路空間を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の道路管理事業を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んできました。

当連結会計年度末現在で管理延長は計43道路3,880kmとなっております。

安心・安全を次の世代へ引き継ぐため、インフラ老朽化への対策として実施する大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに工事を計画的に進めております。

加えて、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起する恐れのある車両制限令違反車両への対応として、大口・多頻度割引制度における車両制限令違反者に対する割引停止措置等の見直しや車両重量自動計測装置の整備等取締強化を進めました。

交通事故削減に向け、高速道路での逆走事故ゼロを目指しハード対策・ソフト対策を継続的に実施するとともに、更なる逆走対策を推進するため一般から公募した逆走検知や抑制に係る技術の実地検証を実施したほか、対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止に向け、ワイヤロープ式防護柵の試行運用・検証を開始しました。

生産年齢人口や雇用環境の変化を見据えた、道路管理事業における効率性・生産性向上も喫緊の課題であり、ICTなどの最新技術を活用した次世代インフラ総合マネジメントシステム「SMH」の実現に向けた取り組みを進めております。各種インフラデータを統合的に可視化するためのシステム開発については、2020年度の全社導入に向けて、試行検証フェーズに入りました。また、準天頂衛星を活用した除雪車運転支援システムの試行導入や、人工知能(AI)を活用した渋滞予測実証実験の開始等、様々な技術の活用を図りました。

高速道路の更なる利便性向上のため、多様なニーズに応えた料金割引等、高速道路の料金サービスを拡充しました。ETCを活用した時間帯割引、ETCマイレージサービスに加え、ETC周遊割引「ドラ割」について、二輪車向けの「首都圏ツーリングプラン」や訪日外国人旅行者向けに全国版の定額乗り放題パス「Japan Expressway Pass」を初めて発売したほか、「ウインターパス2017-2018」などのプラン内容や販売期間の充実を図りました。

日本は非常に自然災害の多い国であり、緊急時や災害時には命の道として救援・復旧・復興のため交通路を確保することも当社グループの大きな使命です。

防災・減災の強化として、高速道路機能が損なわれることを防ぐため、巨大地震発生時に落橋に至る可能性があるロッキングピアを有する橋梁の耐震補強工事に着手しました。

また、当社グループが管轄する事業エリアは、冬期の気象条件が厳しい地域が多いという特徴があり、当連結会計年度においては、各地で記録的な積雪がある中、安全な冬期交通を確保するため、効率的に雪氷対策を実施する

とともに関係機関との連携強化やお客さまへの事前情報提供等の強化に努めました。

平成28年8月に発生した台風10号で被害を受けた北海道道央地方と道東地方を結ぶ一般国道274号(日勝峠)の通行止めは平成29年10月28日まで続きました。その間国道の代替路として道東自動車道の並行区間を無料措置し、道民の生活や道内経済を支えました。

福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置(注1)を当連結会計年度においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)についても継続しました。

一方、計6道路147kmの区間で高速道路の新設事業を実施し、当連結会計年度においては、東関東自動車道(鉾田インターチェンジ(以下「IC」といいます。))～茨城空港北IC)の1道1区間について新規開通しました。この結果、当連結会計年度において、全体計画延長4,018kmの約97%にあたる3,880kmの高速道路ネットワークを形成させました。

新設事業のうち東京外環自動車道(三郷南IC～高谷JCT)、北海道横断自動車道(余市IC～小樽JCT)及び東北中央自動車道(南陽高島IC～山形上山IC)の3区間63kmにつきましては、平成30年度の開通に向け着実に事業進捗を図ってきました。

また、平成29年8月10日に4箇所のスマートIC整備等を、平成30年3月30日には一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡JCT～大栄JCT)における4車線化事業及び同自動車道(大栄JCT～松尾横芝IC)の整備加速等を、それぞれ行う高速道路事業の変更について、国土交通大臣から許可を受けました。

4車線化拡幅等の改築事業は、計19道路211kmの区間で実施しました。

高速道路の新設及び改築事業にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してきました。

加えて、コスト削減の取組みにつきましては、トンネル設備における新技術の採用や北関東自動車道(足利IC～岩舟JCT)の早期供用等について、機構との協定に基づき助成金を獲得しました。

当連結会計年度の高速道路事業における営業収益は975,573百万円(前期比2.2%増)、営業費用は978,340百万円(同4.3%増)となりました。以上の結果、営業損失は2,766百万円(前期は営業利益17,118百万円)となりました。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してきました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は42,153百万円(前期比0.7%増)、営業費用は42,111百万円(同0.5%増)となりました。以上の結果、営業利益は42百万円(前期は営業損失48百万円)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア!」や、お客さまにSA・PAで地域の味を楽しんでいただくことを目的とした「NEXCO東日本新メニューコンテスト」を開催する等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進するとともに、エリアコンシェルジュによる通訳クラウドサービスやフードメニューの外国語表示等、訪日外国人のお客さまへ柔軟に対応するための取組みを推進してきました。

また、平成29年4月に道央自動車道輪厚PA(上り線)を地域性・旅の楽しみを凝縮した旅のドラマを演出する「ドラマチックエリア」としてリニューアルしたほか、同年4月には上信越自動車道千曲川さかきPA(上下線)、同年8月には常磐自動車道四倉PA(下り線)において、お客さまへのサービス・利便性の向上のためこれまで商業施設の無かったPAに新たに商業施設を設置する等、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は41,699百万円(前期比0.8%減)、営業費用は39,243百万円(同1.6%減)となりました。以上の結果、営業利益は2,455百万円(同15.2%増)となりました。

(その他)

その他の事業においては、旅行事業では平成29年11月から12月に東京湾アクアラインの風の塔等を見学コースとしたクルージングツアー等のインフラツーリズムの取組みを実施したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」で

は、平成29年7月から「イオン E-NEXCO passカード 2017夏のキャンペーン」を実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業開発につきましては、新たな事業領域への展開、新たな技術や成長分野を踏まえたサービスの開発・拡充を図るため、社内ビッグデータや人工知能技術の利活用に関する調査検討や実用化に向けた実証実験を実施しました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務(気仙沼唐桑工区) (10km)を平成24年6月から平成30年3月まで実施しました。

なお、本業務は、平成30年4月に新たな契約を締結し、平成30年4月から2020年3月まで実施することになりました。

海外事業の分野では、他社と共同でインドの有料道路運営に参画することについて基本合意をする等、インド道路事業への本格参入を進めるとともに、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行いました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は3,453百万円(前期比47.3%増)、営業費用は3,370百万円(同33.4%増)となりました。以上の結果、営業利益は82百万円(前期は営業損失183百万円)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行に対して適用され、2020年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用され、平成31年3月31日までの予定で継続されております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益31,808百万円に加え、減価償却費24,701百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額265,425百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは229,338百万円の資金支出(前期比17,925百万円増)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額のうち264,733百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加であります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却による収入196,000百万円等があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資による支出26,863百万円、有価証券の取得による支出229,970百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは59,976百万円の資金支出(前期比12,947百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入金債務の返済等130,004百万円(機構法第15条第1項による債務引受額130,000百万円を含みます。)等の支出があった一方、道路建設関係社債の発行による収入426,091百万円及び長期借入れによる収入30,386百万円があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは324,908百万円の資金収入(前期比58,427百万円増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、162,770百万円(前期比35,592百万円の増)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)における、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成した「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(百万円)

1. 営業収益		
料金収入	837,695	
道路資産完成高	129,327	
受託業務収入	4	
その他の売上高	966	967,994
2. 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	5,079	
土地物件貸付料	1	
雑収入	836	5,917
3. 特別利益		
固定資産売却益	21	
厚生年金基金代行返上益	26,065	26,087
高速道路事業営業収益等合計		<u>999,999</u>

(注) 配賦基準は下記のとおりであります。

- ・高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
- ・事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業に配賦
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「業績等の概要」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した協定(後記「第2-4 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を参照ください。)並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱い機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これら

の前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で1,056,448百万円(前期比2.1%増)となりました。高速道路事業については、首都圏中央連絡自動車道の開通による交通量の増加等により、料金収入に料金引下げ措置等に対する減収補てんを加えた額は、838,242百万円(同1.8%増)となる一方で、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した資産の額が129,327百万円(同5.1%増)となったこと等により975,573百万円(同2.2%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が進捗したこと等により42,153百万円(同0.7%増)、道路休憩所事業については、下半期の天候不順等の影響で飲食・物販の店舗売上高が減少したこと等により41,699百万円(同0.8%減)、その他については、外販事業の実施等により3,453百万円(同47.3%増)となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で1,056,618百万円(前期比4.0%増)となりました。高速道路事業については、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき機構に帰属した道路資産の額の増加により道路資産完成原価が129,327百万円(同5.1%増)、協定に基づく機構への賃借料が601,847百万円(同3.8%増)となったこと等により978,340百万円(同4.3%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が進捗したこと等により42,111百万円(同0.5%増)、道路休憩所事業については、店舗売上高の減少により売上原価が減少したことに加えて、連結子会社の業務効率化により販促費、一般管理費等が減少したこと等により39,243百万円(同1.6%減)、その他については、外販事業の実施等により3,370百万円(同33.4%増)となりました。

以上により、当連結会計年度における営業損失は合計で169百万円(前期は営業利益19,021百万円)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業損失2,766百万円(前期は営業利益17,118百万円)、受託事業が営業利益42百万円(前期は営業損失48百万円)、道路休憩所事業が営業利益2,455百万円(同15.2%増)、その他が営業利益82百万円(前期は営業損失183百万円)であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益1,296百万円及び違約金収入511百万円等の計上により3,605百万円(前期比12.4%増)、営業外費用は控除対象外消費税57百万円等の計上により131百万円(同3.9%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は3,304百万円(前期比85.0%減)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、厚生年金基金代行返上益28,129百万円等の計上により28,732百万円(前期比74,263.4%増、なお前期は38百万円)となりました。

特別損失は、固定資産除却損156百万円等の計上により228百万円(同44.7%減)となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税、住民税及び事業税の減少及び厚生年金基金の代行部分の過去分返上による繰延税金資産の解消に伴う法人税等調整額の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は20,858百万円(前期比13.9%減)となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達には、料金の收受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載してあります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております(平成18年4月1日施行)。かかる協定は、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としており、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。)の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、実績収入が、①計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」といいます。)を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」といいます。)を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当連結会計年度までに一部変更された協定の内容は、以下のとおりであります。

協定変更日	協定一部変更の内容
平成18年9月21日	当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直しに伴い、平成18年度以降の貸付料を変更
平成19年3月22日	スマートICの本格導入に伴い、平成19年度以降の計画収入を変更
平成20年10月7日	「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度及び平成21年度の計画収入及び貸付料を変更
平成21年3月10日	「生活対策(平成20年10月30日)」及び「道路特定財源の一般財源化等について(平成20年12月8日)」に基づく高速道路料金の引下げ等に伴い、平成20年度以降の計画収入、平成20年度ないし平成29年度の貸付料並びに平成21年度の新設・改築費及び平成33年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成21年3月26日	スマートICの本格導入に伴い、平成21年度以降の計画収入を変更
平成21年8月10日	関越自動車道等の暫定2車線区間の4車線化、一般国道47号(仙台北部道路)の一部区間の有料道路事業化及び地域活性化ICの整備等に伴い、平成22年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成21年度ないし平成26年度の新設・改築費及び平成26年度以降の修繕費に係る債務引受限度額をそれぞれ変更
平成23年3月17日	「高速道路の当面の新たな割引について(平成23年2月16日)」に基づく高速道路料金の引下げ、さらには協定第16条第1項に基づくおおむね5年ごとの見直しに伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成23年6月6日	各種割引制度の変更及び一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の一部区間の有料道路事業化に伴い、平成23年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費及び修繕費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成24年 4 月17日	関越自動車道新潟線(大泉JCT～中央JCT(仮称))の事業追加及び一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))の4車線化に伴い、平成24年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成25年 3 月21日	「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年 1 月11日閣議決定)で示された政府方針を受け、安全・安心向上のための緊急修繕及び渋滞対策を実施するために必要となる平成25年度以降の修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成25年 6 月11日	一般国道6号(仙台南部道路(仙台若林JCT～仙台南IC))の宮城県道路公社からの事業引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC及び大栄JCT～松尾横芝IC))の事業追加等に伴い、平成25年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額を変更
平成26年 3 月14日	「新たな高速道路料金に関する基本方針(平成25年12月20日)」を踏まえた料金水準の引き下げ、料金割引の見直し、「高速道路料金における消費税の転嫁の方法に関する基本的な考え方について(平成26年 1 月22日)」を踏まえた料金の変更、京葉道路の渋滞対策による料金の変更等に伴い、平成26年度以降の計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成26年 8 月 8 日	道路法の改正に伴い、機構に帰属する道路資産に係る事業費の1/2以内を無利子貸付金として補助する新制度によるスマートIC事業や、新直轄区間等との接続に伴う新たな事業を追加。また、震災により事業費が高騰した常磐自動車道等の債務引受限度額の見直し等に伴い、平成27年度以降の計画収入及び貸付料並びに平成26年度以降の新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年 3 月24日	経年劣化が進む高速道路を将来にわたり健全な状態で保つことを目的として、平成27年度以降に特定更新等工事を追加。この財源を確保するため料金徴収期間を約10年延長。また、道路法施行規則の一部改正等に伴う点検の強化を踏まえた計画管理費の見直し等を実施。これらに伴い平成26年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成27年 7 月31日	スマートIC3箇所、常磐自動車道の追加IC2箇所及び、復興支援道路との接続となるJCTの事業化等を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。また平成27年税制改正による、事業法人税の外形標準課税の税率変更を反映。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年 2 月29日	「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)(平成27年 9 月11日)」に基づき、平成28年度以降の首都圏の高速道路料金体系の見直しを実施。また関連する道路の渋滞対策等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成27年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年 6 月 6 日	常磐自動車道(いわき中央IC～広野IC)他1区間及び一般国道6号(仙台東部道路)(亘理IC～岩沼IC)の4車線化、スマートIC2箇所、北海道縦貫自動車道函館名寄線の追加IC1箇所の事業化を実施。関越自動車道新潟線(中央JCT(仮称)～大泉JCT)の事業区分見直しを実施。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成28年12月12日	平成28年度補正予算関連事業である熊本地震を踏まえた耐震補強対策を実施。大口・多頻度割引の拡充措置等の期間延長等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

協定変更日	協定一部変更の内容
平成29年3月31日	東関東自動車道水戸線(潮来IC～銚田IC)の有料事業化の実施。「高速道路ナンバリングの実現に向けた提言(平成28年10月24日)」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正(平成29年2月14日)」に基づき標識ナンバリング対応等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成28年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成29年8月4日	スマートIC4箇所の事業化を実施。これに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更
平成30年3月30日	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)について久喜白岡JCT～大栄JCTの4車線化の事業化及び大栄JCT～松尾横芝ICの有料事業費の変更等を実施。近年の労務単価、材料単価の高騰等を反映。これらに伴い平成29年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費、特定更新等工事及び災害復旧費に係る債務引受限度額を変更

(2) 中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付けで業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定においては、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間で、平成17年10月1日付けで中日本高速道路㈱に設置された料金事務センターの運営に関し、平成19年4月1日付けで上記3社の出資により設立された㈱高速道路総合技術研究所の運営に関し、それぞれ個別協定を締結しております。

料金事務センターの運営に関する協定については、有効期間が平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、満了する3ヶ月前までに上記3社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成31年3月31日まで有効となっております。

㈱高速道路総合技術研究所の運営に関する協定においては、上記3社が研究開発及び技術協力等の業務について㈱高速道路総合技術研究所と委託契約を締結することとされており、これに基づき上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所の4社は平成19年4月2日付けで業務委託基本協定を締結しております。業務委託基本協定の有効期間は、平成19年4月2日から平成20年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記3社及び㈱高速道路総合技術研究所のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在平成31年3月31日まで有効となっております。

(3) 中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法、費用負担等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付けで、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託

する場合における方法等を定めた業務委託基本協定を同日付けで締結しております。

業務委託基本協定は、有効期間が平成23年9月1日から平成24年3月31日までとされておりますが、満了する1ヶ月前までに上記5社のいずれからも内容の変更の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とされており、現在平成31年3月31日まで有効となっております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、安全を最優先した技術開発として「SMHの実現」、「交通安全対策」及び「雪氷対策」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,456百万円であります。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額29,791百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額23,543百万円の設備投資を行いました。

道路休憩所事業については、当連結会計年度においては主に営業用建物等に総額2,873百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、下記のとおりであります。

① 提出会社

(平成30年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
川口JCT他 441箇所等 (埼玉県川口市他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	36,864	55,381	0 (-)	156	2,618	95,021	-
有珠山SA他275箇所 (北海道伊達市他)	道路休憩所 事業	休憩施設	25,044	1,600	71,241 (1,864)	-	118	98,005	-
日比谷自動車 駐車場 (東京都千代田区)	その他	有料駐車場	191	66	- (-) [11]	-	0	258	-
トラック ターミナル (宮城県名取市及び 福島県郡山市)	その他	トラック ターミナル	5	0	1,343 (115)	-	-	1,349	-
本社他15事業所 及び社宅等 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	本社、支社 及び社宅等	7,317	8	11,254 (4,044) [19]	771	564	19,915	1,390

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間の賃借料は1,375百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 休憩施設の建物等の一部23,377百万円を連結子会社であるネクセリア東日本㈱に賃貸しております。また、休憩施設の土地の一部9百万円(4千㎡)を関係会社以外の者に賃貸しております。

4. 日比谷自動車駐車場の土地を東京都から占用しており、年間の占用料は65百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。

5. トラックターミナルの土地の一部898百万円(90千㎡)を、東北高速道路ターミナル㈱に賃貸しております。

6. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7. 現在休止中の主要な設備はありません。

8. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は401百万円であります。

9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

(平成30年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)ネクスコ・ トール東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	29	—	0 (0) [—]	—	95	126	1,601
(株)ネクスコ・ トール関東	本社他 (東京都 墨田区他)	高速道路 事業	建物付属 設備等	48	—	— (—) [0]	20	31	100	2,187
(株)ネクスコ・ トール北関東	本社他 (さいたま 市大宮区 他)	高速道路 事業	工具器具 備品等	16	—	— (—) [0]	—	27	44	1,098 (186)
(株)ネクスコ・ エンジニア リング北海道	本社他 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	218	—	82 (1) [0]	165	199	665	291
(株)ネクスコ・ エンジニア リング東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	107	4	— (—) [4]	543	198	854	542
(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング	本社他 (東京都 荒川区他)	高速道路 事業	事業所等	1,028	162	370 (7) [4]	453	524	2,539	1,129
(株)ネクスコ・ エンジニア リング新潟	本社他 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	建物付属 設備等	336	22	— (—) [3]	281	223	862	293
(株)ネクスコ・ メンテナンス 北海道	本社他 (札幌市 白石区他)	高速道路 事業	本社等	709	82	362 (9) [—]	27	153	1,334	321 (192)
(株)ネクスコ・ メンテナンス 東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	552	659	74 (2) [1]	219	259	1,765	332
(株)ネクスコ・ メンテナンス 関東	本社他 (東京都 千代田区 他)	高速道路 事業	事業所等	790	445	95 (2) [3]	273	189	1,793	412 (178)
(株)ネクスコ・ メンテナンス 新潟	本社他 (新潟県 長岡市他)	高速道路 事業	本社等	578	63	74 (3) [1]	141	86	945	126
(株)ネクスコ ・パトロール 東北	本社他 (仙台市 青葉区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	13	194	— (—) [0]	10	6	225	388
(株)ネクスコ ・パトロール 関東	本社他 (東京都 文京区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	22	281	— (—) [0]	—	28	332	566
(株)ネクスコ・ サポート 北海道	本社他 (札幌市 厚別区他)	高速道路 事業	駐車場等	20	66	103 (0) [—]	—	38	229	1,022
(株)ネクスコ・ サポート 新潟	本社他 (新潟市 中央区他)	高速道路 事業	車両運搬 具等	9	55	— (—) [0]	2	29	97	614 (117)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)ネクスコ 東日本 トラスティ	本社他 (東京都 港区他)	高速道路 事業 その他	建物附属 設備等	1,588	24	1,038 (4) [0]	59	7	2,718	407
(株)関東エリア クリーン	本社他 (東京都 千代田区 他)	高速道路 事業	工具器具 備品	—	—	— (—) (0)	—	3	3	158 (23)
ネクセリア 東日本(株)	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	SA・PAの 建物等	3,400	70	6 (1) [3]	356	367	4,202	210
(株)ネクスコ 東日本 リテイル	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	917	0	— (—) [1]	52	101	1,072	598 (1,352)
(株)ネクスコ 東日本 エリア サポート	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業 その他	事業所等	23	—	— (—) [1]	1	0	25	189
(株)ネクスコ 東日本 ロジテム	本社他 (東京都 港区他)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	78	—	92 (2) [0]	22	1	194	19 (10)
(株)ネクセリ ア・シティフ ード	本社 (東京都 港区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	117	0	685 (2) [0]	0	8	811	22 (86)
(株)スノーフ ーズ	本社 (札幌市 白石区)	道路休憩所 事業	建物附属 設備等	39	3	39 (1) [—]	4	0	87	9 (16)
(株)ネクスコ東 日本イノベ ーション&コミ ュニケーショ ンズ	本社 (東京都 港区)	その他	機械装置	4	46	— (—) [0]	—	5	56	7

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品の合計であります。
2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は1,261百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 臨時従業員数は、〈 〉で外書きし、臨時従業員数が、従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しております。
4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は88百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 佐久料金所 他138箇所	長野県 佐久市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	16,170	1,605	自己資金	平成28年 4月	2021年(平 成33年)3 月
当社 松戸料金所 他48箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	3,071	317	自己資金	平成28年 9月	2021年(平 成33年)3 月
当社 松戸料金所 他27箇所	千葉県 松戸市他	高速道路 事業	料金所設備 (トールゲート)	2,766	222	自己資金	平成28年 9月	2021年(平 成33年)3 月
当社 蓮田SA(上り線) 他4箇所	埼玉県 蓮田市他	道路休憩所 事業	営業用建物	5,368	406	自己資金	平成28年 10月	2021年(平 成33年)3 月
当社 技術センター (仮称)	埼玉県 さいたま 市岩槻区	高速道路 事業 全社(共通)	社屋等	3,137	139	自己資金	平成28年 9月	2019年(平 成31年)3 月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道東関東自動車道水戸線 等、総額395,360百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額129,327百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2	
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで(改築)	平成29年6月	1,071
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	八雲PA(新設)	平成29年8月	258
一般国道13号(米沢南陽道路)	米沢北IC(改築)	平成29年11月	412
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	茨城県銚田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで(新設)	平成30年2月	17,356
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで(新設)	平成30年3月	4,592
一般国道47号(仙台北部道路)	利府JCT(改築)	平成30年3月	24
一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	宮城県仙台市宮城野区中野から宮城県宮城郡利府町春日まで(改築)	平成30年3月	107
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成30年3月	4,312
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成29年6月、9月、12月及び平成30年3月	92,445
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	平成30年3月	953
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	平成29年6月、9月、12月及び平成30年3月	7,792
合計	—	129,327	

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

協定に基づき当社が機構より借り受けている道路資産の内訳は次のとおりであり、当連結会計年度において機構へ支払った道路資産賃借料は601,847百万円であります。

(平成30年3月31日現在)

区分		年間賃借料 (百万円)
全国路線網	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	601,847
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線	
	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	
	高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線	
	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	
	高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	
	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	
	高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	
	高速自動車国道関越自動車道新潟線	
	高速自動車国道関越自動車道上越線	
	高速自動車国道常磐自動車道	
	高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	
	高速自動車国道東関東自動車道水戸線	
	高速自動車国道北関東自動車道	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(安曇野市から千曲市まで(安曇野ICを含まない。))	
	高速自動車国道北陸自動車道(新潟市から富山県下新川郡朝日町まで(朝日ICを含まない。))	
	高速自動車国道成田国際空港線	
	一般国道1号(横浜新道)	
	一般国道6号(東水戸道路)	
	一般国道6号(仙台東部道路)	
	一般国道6号(仙台南部道路)	
	一般国道7号(秋田外環状道路)	
	一般国道7号(琴丘能代道路)	
	一般国道13号(米沢南陽道路)	
	一般国道13号(湯沢横手道路)	
	一般国道14号(京葉道路)	
	一般国道16号(横浜横須賀道路)	
	一般国道16号(横浜新道)	
	一般国道16号(京葉道路)	
	一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	
	一般国道45号(百石道路)	
	一般国道47号(仙台北部道路)	
一般国道126号(千葉東金道路)		
一般国道127号(富津館山道路)		
一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))		
一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))		
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)		
一般国道466号(第三京浜道路)		
一般国道468号(横浜横須賀道路)		
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(横浜市から藤沢市まで及びあきる野市から山武市まで(あきる野ICを含む。))		
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)		

(注) 1. 道路資産賃借料は、上記の全国路線網に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。

2. 上記賃借料は、協定に基づき、当連結会計年度の料金収入の金額に応じ、49,738百万円が加算されております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	63,836	49 [61,120]	平成5年12月	2026年(平成38年)3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	342,094	74,995 [213,604]	昭和63年12月	2026年(平成38年)3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	78,189	8,017 [34,334]	平成6年9月	2023年(平成35年)3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,478	1,789 [25,591]	平成5年12月	2019年(平成31年)3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	19,156	282 [19,337]	平成5年12月	2021年(平成33年)3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	130,147	67,530 [1,483]	平成5年12月	2019年(平成31年)3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	598,211	122,896 [44,265]	昭和62年1月	2023年(平成35年)3月
高速自動車国道常磐自動車道	350,596	30,926 [161,926]	平成5年12月	2022年(平成34年)3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	976,299	694,120 [85,510]	平成5年12月	2025年(平成37年)3月
高速自動車国道北関東自動車道	238,326	1,289 [229,951]	平成10年1月	2022年(平成34年)3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	694	22 [—]	平成27年4月	2019年(平成31年)3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	25,551	7,725 [6,188]	平成7年3月	2021年(平成33年)3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,480	246 [262]	平成12年7月	2027年(平成39年)3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,238	— [167]	平成14年9月	2026年(平成38年)3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	52,029	5,904 [40,489]	平成16年1月	2020年(平成32年)3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,804	611 [—]	昭和62年12月	2026年(平成38年)3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	282,369	28,893 [22,709]	平成3年12月	2021年(平成33年)3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	688,491	7,857 [166,645]	昭和61年12月	2025年(平成37年)3月
一般国道6号(仙台東部道路)	16,433	667 [3,127]	平成23年10月	2021年(平成33年)3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度後の5連結会計年度において高速道路の修繕に係る工事については605,655百万円、特定更新等工事については447,502百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で51,980百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年10月1日	105,000,000	105,000,000	52,500	52,500	52,500	52,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付けで高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。また、資本金に組み入れない額は、500円です。

(5) 【所有者別状況】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	1,050,000	—	—	—	—	—	—	1,050,000	—
所有株式数の割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

(平成30年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(平成30年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面の間は、財務体質を強化することを最優先課題の一つとし、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益については、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、SA・PAの新築・改築・改修や新規事業等への投資に用いる予定にしております。なお、高速道路事業において生じた利益につきましては、高速道路を利用するお客さまのサービス向上及び安全性・快適性等を確保するための施策に充てるほか、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容）（1）経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について ① 高速道路事業の特性について」のとおり、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備えることとしております。

なお、当社は、剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率 9.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (注)1	—	岡本 圀 衛	昭和19年9月11日生	昭和44年6月 日本生命保険相互会社入社 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役会長 平成30年4月 同社取締役相談役(現在) 平成30年6月 当社取締役会長(非常勤)(現在)	(注)2	—
代表取締役社長	—	小 畠 徹	昭和26年8月19日生	昭和49年4月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社 平成17年6月 同社取締役原料第二部長 平成21年6月 同社常務取締役 平成22年10月 NSユナイテッド海運株式会社取締役 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成30年6月 同社取締役相談役(現在) 平成30年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)2	—
代表取締役兼 副社長執行役員	—	榑 正 剛	昭和26年11月6日生	昭和49年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省国土交通審議官 平成24年9月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長 平成26年6月 当社代表取締役兼専務執行役員経営企画本部長 平成28年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営企画本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼副社長 執行役員	—	遠 藤 元 一	昭和30年1月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成24年6月 当社執行役員関東支社長 平成25年6月 当社常務執行役員関東支社長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員建設・技術本部長 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員管理事業本部長 平成28年10月 当社取締役兼専務執行役員管理事業本部長 平成30年6月 当社取締役兼副社長執行役員管理事業本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	萩 原 隆 一	昭和30年8月10日生	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社人事部長 平成23年4月 当社執行役員総務本部人事部長 平成25年1月 当社執行役員総務・経理本部人事部長 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員事業開発本部長 平成29年4月 当社取締役兼常務執行役員サービスエリア事業本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	横 山 正 則	昭和30年1月3日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成25年6月 当社執行役員建設・技術本部副本部長 平成26年6月 当社執行役員関東支社長 平成27年6月 当社常務執行役員関東支社長 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員建設・技術本部長(現在)	(注)2	—
取締役兼常務 執行役員	—	荒 川 真	昭和32年9月19日生	昭和55年4月 日本道路公団入社 平成20年7月 当社管理事業部交通担当部長 平成23年4月 当社執行役員経営企画本部経営企画部長 平成26年6月 ネクセリア東日本株式会社代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役兼常務執行役員総務・経理本部長(現在)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	藤田 泰三	昭和32年1月3日生	昭和54年4月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成22年4月 同社執行役員中国本部長 平成24年4月 同社常務執行役員中国本部長 平成25年4月 同社常務執行役員九州本部長 平成27年4月 同社特別顧問 平成27年6月 一般社団法人日本損害保険協会常任監事 平成30年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)3	—
監査役 (常勤)	—	岡本 登	昭和40年5月8日生	平成1年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成25年7月 財務省理財局国有財産調整課長 平成26年7月 内閣府沖縄振興局総務課長 平成28年6月 財務省東京税関総務部長 平成29年7月 預金保険機構検査部長 平成30年6月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)3	—
監査役	—	尾崎 道明	昭和27年12月5日生	昭和53年4月 検事任官(東京地方検察庁) 平成26年1月 高松高等検察庁検事長 平成26年7月 大阪高等検察庁検事長 平成28年2月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在) 平成28年6月 当社監査役(現在)	(注)3	—
監査役	—	櫻井 敬子	昭和39年4月30日生	平成7年1月 筑波大学社会科学系専任講師 平成9年2月 筑波大学社会科学系助教授 平成10年8月 ハイデルベルク大学税財政法研究所客員研究員 平成15年4月 学習院大学法学部教授(現在) 平成28年6月 当社監査役(現在)	(注)3	—
計						—

- (注) 1. 取締役会長岡本圀衛は、非常勤の社外取締役であります。
2. 平成30年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成30年6月26日)から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成30年3月期に係る定時株主総会での選任の時(平成30年6月26日)から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役は全員、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役7名全員で構成され、監査役が出席し、取締役会規程に則り、月1回開催を原則として必要に応じ随時開催し、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、必要と認められる事項について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。当事業年度における取締役会の開催回数は16回であります。

(b) 経営会議

取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うこと及び経営上重要な事項については十分な審議を尽くすことを目的として、平成24年7月25日から経営会議を設置しました。経営会議は、社長、本部長及び社長の指名する常務執行役員で構成され、監査役のほか、会議の都度、事項ごとに社長が指名する者が出席し、毎月2回開催を原則としています。当事業年度における経営会議の開催回数は20回であります。

(c) 内部統制委員会

当社は、内部統制委員会を設置し、内部統制システムの基本方針及びその運用に関して必要な事項を審議しております。当事業年度における内部統制委員会の開催回数は1回であります。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議しております。委員会は弁護士等の社外の有識者3名及び総務・経理本部長で構成し、専門性と客観性の確保に努めております。当事業年度におけるコンプライアンス委員会の開催回数は2回であります。

(e) リスク管理推進委員会

当社は、リスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等を行っております。当事業年度におけるリスク管理推進委員会の開催回数は2回であります。

(f) 労働安全衛生推進委員会

当社は、労働安全衛生推進委員会を設置し、社員等の危険及び健康障害の防止並びに快適な労働環境の形成と促進を図り、安全衛生を推進しております。当事業年度における開催回数は2回であります。

(g) CSR推進委員会

当社は、総務・経理本部長を委員長とするCSR推進委員会を設置し、当社グループが一体となって取り組む社会的責任に係る活動（CSR活動）の方針に関する審議、グループ内のCSR活動に関する調整、支援全般等を行っております。当事業年度におけるCSR推進委員会の開催回数は1回であります。

(h) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在、監査役4名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。当事業年度における監査役会の開催回数は15回であります。

(イ) 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議(平成18年4月27日決議、平成27年3月26日最終改定)しており、その内容は次のとおりであります。

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

(f) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

(ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

(iii) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

(iv) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

(h) 前(g)の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

前(g)の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

(i) 当社の監査役への報告に関する体制

(i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

(ii) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前(i)の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

(j) 前(i)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

(k) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、請求に応じる。

(l) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めることとする。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等により厳正な監査を実施しております。監査役室所属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役と協議することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、7名のスタッフを置いて社内規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告のうえ、さらに取締役会まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を適時適切に報告しております。

(エ) 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 打越 隆	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 秋山 修一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 伊藤 陽子	新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名及び公認会計士試験合格者等16名を主たる構成員とし、その他の補助者13名も加えて構成されております。

(オ) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役4名全員と当社とは、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として、安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて、事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規定等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおります。

さらに、総務・経理本部長を委員長とするリスク管理推進委員会を設置し、各部門のリスクマネジメントに対するモニタリング及び助言、リスクマネジメントに係る社員への教育及び啓発活動等の事務を所掌するとともに、毎事業年度、リスクマネジメントの現状を取締役に報告することとしております。

④ 取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	6人	118百万円	取締役の報酬額 年間200百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)
監査役	4人	45百万円	監査役の報酬額 年間70百万円以内 (平成17年9月21日開催の創立総会決議)

(注) 1. 上記支給人数には、無報酬の取締役は含んでおりません。

2. 上記監査役の報酬等の額は、社外監査役4名に対する総額であります。

3. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金として11百万円を繰り入れております。

⑤ 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うことを目的とするものであります。

⑨ 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役(1名)及び監査役(4名)それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	69	9	70	63
連結子会社	30	4	30	2
計	99	13	100	65

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、当社が監査法人に委託した普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務他であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)第2条の規定に基づき、同規則及び高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構や新日本有限責任監査法人が実施するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 102,188	※1 139,780
高速道路事業営業未収入金	104,737	116,665
未収入金	12,098	18,809
有価証券	72,278	103,997
仕掛道路資産	834,399	1,099,133
その他のたな卸資産	※2 3,830	※2 4,517
受託業務前払金	10,934	15,142
繰延税金資産	2,052	2,056
その他	42,171	57,177
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,184,679	1,557,268
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,516	65,098
減価償却累計額	△21,833	△24,335
建物（純額）	40,683	40,763
構築物	55,540	56,493
減価償却累計額	△15,516	△16,901
構築物（純額）	40,024	39,591
機械及び装置	125,328	129,367
減価償却累計額	△75,507	△81,300
機械及び装置（純額）	49,821	48,066
車両運搬具	38,960	45,247
減価償却累計額	△31,577	△34,756
車両運搬具（純額）	7,382	10,491
工具、器具及び備品	13,980	15,724
減価償却累計額	△9,147	△10,100
工具、器具及び備品（純額）	4,833	5,623
土地	87,126	87,120
リース資産	6,911	7,326
減価償却累計額	△3,241	△3,761
リース資産（純額）	3,669	3,564
建設仮勘定	2,698	5,638
有形固定資産合計	236,239	240,860
無形固定資産	11,610	12,252

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 26,871	※3 28,629
長期前払費用	1,826	1,573
退職給付に係る資産	141	242
繰延税金資産	16,348	6,129
その他	3,349	3,130
貸倒引当金	△95	△104
投資その他の資産合計	48,441	39,601
固定資産合計	296,291	292,714
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,011	1,160
繰延資産合計	1,011	1,160
資産合計	※1 1,481,981	※1 1,851,142
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	166,191	201,610
1年内返済予定の長期借入金	0	784
リース債務	1,387	1,543
未払金	37,594	49,431
未払法人税等	7,009	3,071
預り金	2,347	2,488
受託業務前受金	12,674	17,144
前受金	408	365
賞与引当金	5,808	6,014
その他	6,098	6,943
流動負債合計	239,519	289,396
固定負債		
道路建設関係社債	※1 643,185	※1 939,871
道路建設関係長期借入金	266,818	296,420
長期借入金	4	—
リース債務	2,720	2,475
受入保証金	9,642	10,697
ETCマイレージサービス引当金	9,401	9,216
その他の引当金	662	687
退職給付に係る負債	104,745	75,634
負ののれん	3,388	3,070
その他	357	511
固定負債合計	1,040,927	1,338,585
負債合計	1,280,447	1,627,982

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	107,974	128,833
株主資本合計	219,267	240,126
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1	△31
繰延ヘッジ損益	—	△19
退職給付に係る調整累計額	△17,732	△16,915
その他の包括利益累計額合計	△17,733	△16,966
純資産合計	201,533	223,160
負債純資産合計	1,481,981	1,851,142

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益	1,034,522	1,056,448
営業費用		
道路資産賃借料	579,799	601,847
高速道路等事業管理費及び売上原価	344,581	363,733
販売費及び一般管理費	※2 91,119	※2 91,037
営業費用合計	※1 1,015,500	※1 1,056,618
営業利益又は営業損失(△)	19,021	△169
営業外収益		
受取利息	44	90
持分法による投資利益	1,492	1,296
土地物件貸付料	441	425
違約金収入	—	511
その他	1,229	1,281
営業外収益合計	3,207	3,605
営業外費用		
支払利息	8	10
損害賠償金	20	30
控除対象外消費税	69	57
その他	38	33
営業外費用合計	137	131
経常利益	22,092	3,304
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	—	28,129
その他	38	602
特別利益合計	38	28,732
特別損失		
固定資産除却損	※3 273	※3 156
減損損失	※4 131	※4 55
その他	9	16
特別損失合計	413	228
税金等調整前当期純利益	21,717	31,808
法人税、住民税及び事業税	8,135	2,839
法人税等調整額	△10,649	8,109
法人税等合計	△2,514	10,949
当期純利益	24,231	20,858
親会社株主に帰属する当期純利益	24,231	20,858

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
当期純利益	24,231	20,858
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	△20
繰延ヘッジ損益	—	△19
退職給付に係る調整額	8,486	764
持分法適用会社に対する持分相当額	24	43
その他の包括利益合計	※1 8,510	※1 767
包括利益	32,741	21,626
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	32,741	21,626
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	83,742	195,036	0	△26,244	△26,244	168,792
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,231	24,231				24,231
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△2	8,512	8,510	8,510
当期変動額合計	—	—	24,231	24,231	△2	8,512	8,510	32,741
当期末残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	△17,732	△17,733	201,533

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	107,974	219,267	△1	—	△17,732	△17,733	201,533
当期変動額									
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,858	20,858					20,858
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△29	△19	816	767	767
当期変動額合計	—	—	20,858	20,858	△29	△19	816	767	21,626
当期末残高	52,500	58,793	128,833	240,126	△31	△19	△16,915	△16,966	223,160

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,717	31,808
減価償却費	24,065	24,701
減損損失	131	55
持分法による投資損益 (△は益)	△1,492	△1,296
賞与引当金の増減額 (△は減少)	301	205
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	8
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	3,191	△26,182
受取利息及び受取配当金	△54	△100
支払利息	1,682	1,553
固定資産売却損益 (△は益)	△29	△589
固定資産除却損	1,412	884
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,597	△8,642
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △204,343	※2 △265,425
仕入債務の増減額 (△は減少)	△40,940	44,576
未払又は未収消費税等の増減額	11,005	△6,116
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△14,152	△14,537
その他	1,647	458
小計	△202,459	△218,640
利息及び配当金の受取額	59	195
利息の支払額	△1,748	△1,579
法人税等の還付額	295	34
法人税等の支払額	△7,560	△9,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	△211,413	△229,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△29,099	△26,863
固定資産の売却による収入	415	910
有価証券の取得による支出	△29,999	△229,970
有価証券の売却による収入	23,000	196,000
投資有価証券の売却による収入	100	279
定期預金の預入による支出	△40,000	△190,000
定期預金の払戻による収入	2,809	190,000
関係会社株式の取得による支出	—	△555
営業譲受による支出	△70	—
その他	△78	223
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,923	△59,976
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	71,217	30,386
長期借入金の返済による支出	※2 △45,004	△4
道路建設関係社債発行による収入	326,652	426,091
道路建設関係社債償還による支出	※2 △84,977	※2 △130,000
その他	△1,406	△1,564
財務活動によるキャッシュ・フロー	266,480	324,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,856	35,592
現金及び現金同等物の期首残高	145,034	127,178
現金及び現金同等物の期末残高	※1 127,178	※1 162,770

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北

(株)ネクスコ・トール関東

(株)ネクスコ・トール北関東

(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道

(株)ネクスコ・エンジニアリング東北

(株)ネクスコ東日本エンジニアリング

(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟

(株)ネクスコ・メンテナンス北海道

(株)ネクスコ・メンテナンス東北

(株)ネクスコ・メンテナンス関東

(株)ネクスコ・メンテナンス新潟

(株)ネクスコ・パトロール東北

(株)ネクスコ・パトロール関東

(株)ネクスコ・サポート北海道

(株)ネクスコ・サポート新潟

(株)ネクスコ東日本トラスティ

(株)関東エアークリーン

ネクセリア東日本(株)

(株)ネクスコ東日本リテイ尔

(株)ネクスコ東日本エアサポート

(株)ネクスコ東日本ロジテム

(株)ネクセリア・シティフード

(株)スノーフーズ

(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ

前連結会計年度において、連結子会社であった(株)ホームワークス及び(株)一平については、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

ハイウェイ・トール・システム(株)

(株)NEXCO保険サービス

東北高速道路ターミナル(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑤カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップ及び為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債、外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却しております。

なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、発生年度より実質的判断による見積年数で均等償却しております。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」36百万円、「その他」2百万円は、「その他」38百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「定期預金の払戻による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた2,730百万円は、「定期預金の払戻による収入」2,809百万円、「その他」△78百万円として組み替えております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けました。

これに伴い「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)第46項を適用し、当該連結会計年度において、厚生年金基金代行返上益を特別利益として、28,129百万円計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(平成29年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債643,185百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債415,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債939,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債425,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

※2 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
商品	381百万円	373百万円
未成工事支出金	870百万円	1,063百万円
原材料及び貯蔵品	2,577百万円	3,081百万円
合計	3,830百万円	4,517百万円

※3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	25,855百万円	27,635百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(2,739百万円)	(3,397百万円)

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	661,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	7百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	西日本高速道路(株)	9百万円
合計	661,018百万円	合計	511,016百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	540,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	530,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が130,000百万円(額面)減少しております。

(連結損益計算書関係)

※1 研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	1,428百万円	1,456百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給与手当	12,493百万円	12,486百万円
賞与引当金繰入額	1,244百万円	1,260百万円
退職給付費用	2,821百万円	2,216百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	9,401百万円	9,216百万円
その他の引当金繰入額	66百万円	71百万円
利用促進費	41,289百万円	41,325百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	76百万円	87百万円
その他	73百万円	34百万円
撤去費用	123百万円	35百万円
合計	273百万円	156百万円

※4 減損損失

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記資産については、廃止または売却の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失（131百万円）として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
越谷市 他	社宅	土地	54
市川市	休憩施設用地	土地	76

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記資産については、廃止等の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失（55百万円）として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
盛岡市	社宅	土地	18
港区	店舗	建物、工具、器具及び備品	36

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△4百万円	△21百万円
組替調整額	0百万円	一百万円
税効果調整前	△3百万円	△21百万円
税効果額	2百万円	0百万円
その他有価証券評価差額金	△1百万円	△20百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	一百万円	△29百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
税効果調整前	一百万円	△29百万円
税効果額	一百万円	10百万円
繰延ヘッジ損益	一百万円	△19百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	2,135百万円	△6,057百万円
組替調整額	3,975百万円	9,087百万円
税効果調整前	6,111百万円	3,030百万円
税効果額	2,375百万円	△2,266百万円
退職給付に係る調整額	8,486百万円	764百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	24百万円	43百万円
その他の包括利益合計	8,510百万円	767百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	102,188百万円	139,780百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△40,010百万円	△40,010百万円
預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー(有価証券)	64,999百万円	62,999百万円
現金及び現金同等物	127,178百万円	162,770百万円

※2 前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△84,977百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△84,977百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△45,004百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△45,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△204,343百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額122,991百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△130,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△130,000百万円であります。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△265,425百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額129,327百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	493,378	506,912
1年超	20,422,627	19,475,558
合計	20,916,006	19,982,471

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	973	1,157
1年超	1,543	1,804
合計	2,516	2,962

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っております。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

②デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産(以下単に「高速道路資産」といいます。)に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達しております。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達しております。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っております。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめております。

変動金利による調達については金利変動リスクがありますが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引として、金利リスクや為替リスクを回避する目的で金利スワップ取引、通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象としている社債や借入金については特例処理、振当処理を行っております。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行っているものがあります。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っております。

②デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合があります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	102,188	102,188	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	104,737 △12		
	104,724	104,724	—
(3) 未収入金	12,098	12,098	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	72,369	72,371	2
② その他有価証券	283	283	—
資産計	291,663	291,666	2
(1) 高速道路事業営業未払金	166,191	166,191	—
(2) 未払金	37,594	37,594	—
(3) 道路建設関係社債	643,185	625,858	△17,327
(4) 道路建設関係長期借入金	266,818	266,015	△802
負債計	1,113,789	1,095,659	△18,130

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	139,780	139,780	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	116,665 △12		
	116,652	116,652	—
(3) 未収入金	18,809	18,809	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	104,087	104,089	1
② その他有価証券	283	283	—
資産計	379,613	379,615	1
(1) 高速道路事業営業未払金	201,610	201,610	—
(2) 未払金	49,431	49,431	—
(3) 道路建設関係社債	939,871	939,036	△835
(4) 道路建設関係長期借入金	296,420	295,980	△440
負債計	1,487,334	1,486,058	△1,275

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成29年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理によるもの、金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	26,497	28,256

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	61,016	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	104,737	—	—	—
未収入金	12,098	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	279	—	90	—
満期保有目的の債券(その他)	72,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	100	100
合計	250,131	100	190	100

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	98,351	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	116,665	—	—	—
未収入金	18,809	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	90	—
満期保有目的の債券(その他)	104,000	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	200	100	—
合計	337,826	200	190	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	35,000	280,887	327,298	—
長期借入金	0	502	55,022	140,573	70,722	1
合計	0	502	90,022	421,460	398,020	1

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	155,000	280,887	327,298	176,686	—
長期借入金	784	55,054	155,643	70,722	15,000	—
合計	784	210,054	436,531	398,020	191,686	—

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	369	373	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	369	373	3
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	71,999	71,998	△0
小計	71,999	71,998	△0
合計	72,369	72,371	2

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	90	92	2
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	92	2
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	103,997	103,996	△0
小計	103,997	103,996	△0
合計	104,087	104,089	1

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	21	11	10
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	109	99	9
その他	116	100	16
その他	—	—	—
小計	247	211	35
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	36	49	△13
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	36	49	△13
合計	283	261	21

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	22	11	10
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	108	99	8
その他	118	100	17
その他	—	—	—
小計	249	211	37
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	33	49	△16
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	33	49	△16
合計	283	261	21

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	49	—	0
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	100	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
合計	149	—	0

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(1) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	31,257	31,257	(注)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 社債	17,903	17,903	(注)
合計			49,161	49,161	—

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金又は道路関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金又は当該道路関係社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	10,000	10,000	(注)
合計			10,000	10,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	50,281	50,281	(注)
合計			50,281	50,281	—

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(1) 金利通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	31,257	31,257	(注)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む通貨ス ワップ取引 米ドル受取・円支払、金 利スワップ部分は変動受 取・固定支払	道路建設関係 社債	17,903	17,903	(注)
合計			49,161	49,161	—

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金又は道路関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金又は当該道路関係社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	道路建設関係 長期借入金	10,000	10,000	(注)
合計			10,000	10,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引 米ドル受取・円支払	道路建設関係 社債	56,967	56,967	(注2)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	781	—	△29
合計			57,749	56,967	△29

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けております。これに伴い、厚生年金基金制度から確定給付企業年金基金制度へ移行しております。

また、一部の連結子会社が有する退職一時金制度及び確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、一部の連結子会社は複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理をしております。

2 確定給付制度

以下の注記には、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができる複数事業主制度の企業年金基金制度を含みます。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	153,918	151,742
勤務費用	4,059	4,074
利息費用	710	530
数理計算上の差異の当期発生額	1,755	3,086
退職給付の支払額	△5,398	△3,874
過去勤務費用の当期発生額	7	9
従業員からの拠出額	174	247
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	1,132	—
厚生年金基金の代行返上に伴う減少額	△4,617	△34,942
退職給付債務の期末残高	151,742	120,875

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	48,133	49,072
期待運用収益	448	708
数理計算上の差異の当期発生額	△293	△3,008
事業主からの拠出額	2,220	2,337
従業員からの拠出額	174	247
退職給付の支払額	△2,759	△1,786
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	1,148	—
年金資産の期末残高	49,072	47,571

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,738	1,933
簡便法から原則法への変更に伴う増加	59	—
退職給付費用	373	406
退職給付の支払額	△167	△181
制度への拠出額	△76	△79
その他	5	7
退職給付に係る負債と資産の純額	1,933	2,087

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	111,286	77,879
年金資産	△49,884	△48,472
	61,401	29,406
非積立型制度の退職給付債務	43,202	45,984
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,604	75,391
退職給付に係る負債	104,745	75,634
退職給付に係る資産	△141	△242
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,604	75,391

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	4,059	4,074
利息費用	710	530
期待運用収益	△448	△708
数理計算上の差異の費用処理額	4,013	2,376
過去勤務費用の費用処理額	△463	△53
簡便法で計算した退職給付費用	373	406
簡便法から原則法への変更による費用処理額	43	—
その他	△56	△83
確定給付制度に係る退職給付費用	8,233	6,542
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益 (注)	—	△28,129

(注) 特別利益に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
過去勤務費用	4,146	△4,180
数理計算上の差異	1,964	7,211
合計	6,111	3,030

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	△4,200	△19
未認識数理計算上の差異	24,491	17,280
合計	20,291	17,260

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
株式	13%	24%
債券	13%	23%
生命保険一般勘定	14%	12%
短期資産	28%	4%
代行返上に伴う責任準備金相当額の前納分	31%	29%
その他	2%	8%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	△0.1%～ 1.1%	△0.1%～ 1.1%
長期期待運用収益率	0.0%～ 3.0%	1.0%～ 3.0%
予想昇給率	0.1%～ 7.7%	0.3%～ 7.7%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金基金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度372百万円、当連結会計年度256百万円でありました。なお、一部の連結子会社が加入する複数事業主制度の「全国建設企業年金基金」については、設立後最初の事業年度の年金財政決算が行われていないため、当連結会計年度における当該基金の制度全体の積立に関する事項、制度全体に占める当社グループの給与総額割合、及び補足事項については記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,906百万円	1,961百万円
退職給付に係る負債	29,168百万円	18,865百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,879百万円	2,822百万円
その他	7,522百万円	8,494百万円
繰延税金資産小計	41,476百万円	32,143百万円
評価性引当額	△22,763百万円	△23,794百万円
繰延税金資産合計	18,713百万円	8,349百万円
繰延税金負債		
その他	△533百万円	△534百万円
繰延税金負債合計	△533百万円	△534百万円
繰延税金資産の純額	18,180百万円	7,814百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産額の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	2,052百万円	2,056百万円
固定資産－繰延税金資産	16,348百万円	6,129百万円
固定負債－その他	△220百万円	△370百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	30.7%
評価性引当額	△41.4%	3.3%
持分法による投資利益	△2.1%	△1.3%
その他	1.2%	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.6%	34.4%

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	4,103
		期中増減額	△40
		期末残高	4,062
	期末時価	4,062	3,988
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	86,648
		期中増減額	261
		期末残高	86,909
	期末時価	85,510	81,164

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、都筑PA(上り)における事業用資産から賃貸等不動産への振替(494百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加は、千曲川さかきPA(上り・下り)、四倉PA(下り)における事業用資産から賃貸等不動産への振替(286百万円)によるものであります。
3. 各連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	458	453
	賃貸費用	301	300
	差額	157	152
	その他(売却損益等)	0	—
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	賃貸収益	20,914	20,780
	賃貸費用	18,308	17,951
	差額	2,606	2,829
	その他(売却損益等)	131	71

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	948,757	41,846	41,972	1,032,576	1,946	—	1,034,522
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,749	—	73	5,823	396	△6,220	—
計	954,506	41,846	42,045	1,038,399	2,343	△6,220	1,034,522
セグメント利益又は損失(△)	17,118	△48	2,130	19,201	△183	3	19,021
セグメント資産	1,112,577	20,405	127,399	1,260,382	5,290	216,308	1,481,981
その他の項目							
減価償却費	17,924	—	3,351	21,276	188	2,601	24,065
持分法適用会社への投資	25,062	—	—	25,062	793	—	25,855
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22,535	—	4,016	26,552	51	3,333	29,937

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額216,308百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産240,810百万円及びセグメント間消去△24,501百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,601百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,333百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
営業収益							
外部顧客への営業収益	970,177	42,153	41,065	1,053,395	3,053	—	1,056,448
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	5,396	—	633	6,030	400	△6,430	—
計	975,573	42,153	41,699	1,059,426	3,453	△6,430	1,056,448
セグメント利益又は損失(△)	△2,766	42	2,455	△268	82	16	△169
セグメント資産	1,393,034	21,118	127,024	1,541,177	6,666	303,298	1,851,142
その他の項目							
減価償却費	18,349	—	3,452	21,802	188	2,710	24,701
持分法適用会社への投資	26,312	—	—	26,312	1,322	—	27,635
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,478	—	2,981	27,459	149	3,860	31,469

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額16百万円は、セグメント間取引消去であります。
 (2)セグメント資産の調整額303,298百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産331,045百万円及びセグメント間消去△27,746百万円が含まれております。
 (3)減価償却費の調整額2,710百万円は、全社資産の減価償却費であります。
 (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,860百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	123,234	高速道路

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	129,378	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	76	76	—	54	131

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	36	36	—	18	55

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当期償却額	25	—	—	25	—	—	25
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,686	—	702	3,388	—	—	3,388

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額	259	—	58	318	—	—	318
当期末残高	2,426	—	643	3,070	—	—	3,070

(注) 当期償却額及び当期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市 西区	5,571,386	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	579,799	高速道路事業営業未払金	108,060
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	122,991	高速道路事業営業未収入金	31,231
							債務の引渡及び債務保証(注1)	130,000	—	—
						借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	661,000	—	—
							債務保証(注3)	410,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務410,000百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返 済機構	横浜市 西区	5,612,436	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 会社への 貸付け、 承継債務 の返済等	なし	道路資産の 借受	道路資産賃 借料の支払	601,847	高速道路事 業営業未払 金	124,550
						道路資産及 び債務の引 渡等	道路資産完 成高	129,327	高速道路事 業営業未収 入金	40,810
							債務の引渡 及び債務保 証(注1)	130,000	—	—
						借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	511,000	—	—
							債務保証 (注3)	400,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務400,000百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社である東京湾横断道路(株)を含む、すべての持分法適用関連会社(7社)の要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
流動資産合計	494,312	495,688
固定資産合計	8,856	9,752
流動負債合計	8,739	10,422
固定負債合計	386,704	385,039
純資産合計	107,724	109,979
営業収益	35,731	37,664
税引前当期純利益金額	2,175	1,368
当期純利益金額	1,299	718

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,919.37円	2,125.33円
1株当たり当期純利益金額	230.77円	198.65円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,231	20,858
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	24,231	20,858
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	201,533	223,160
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	201,533	223,160
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(千株)	105,000	105,000

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第29回社債	平成27年 2月3日	35,000	35,000	0.180	有	平成32年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第30回社債	平成27年 5月21日	50,000	50,000	0.262	有	平成32年 6月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第31回社債	平成27年 7月30日	40,000	40,000	0.247	有	平成32年 6月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第32回社債	平成27年 9月17日	40,000	40,000	0.221	有	平成32年 9月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第33回社債	平成27年 11月19日	50,000	50,000	0.236	有	平成32年 12月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第1回米ドル 建て社債	平成27年 12月10日	30,887	30,887	0.188	有	平成32年 12月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第34回社債	平成28年 1月28日	40,000	40,000	0.225	有	平成33年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第35回社債	平成28年 3月17日	30,000	30,000	0.100	有	平成33年 3月19日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第2回米ドル 建て社債	平成28年 4月27日	25,109	25,109	0.078	有	平成33年 4月27日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第36回社債	平成28年 5月27日	70,000	70,000	0.060	有	平成33年 6月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第37回社債	平成28年 7月28日	80,000	80,000	0.030	有	平成33年 6月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第38回社債	平成28年 9月26日	50,000	50,000	0.030	有	平成33年 9月17日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第3回米ドル 建て社債	平成28年 11月2日	12,189	12,189	0.030	有	平成33年 11月2日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第39回社債	平成28年 11月29日	50,000	50,000	0.030	有	平成33年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第40回社債	平成29年 1月31日	30,000	30,000	0.070	有	平成33年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第1回地域 連携型社債	平成29年 3月29日	10,000	10,000	0.070	有	平成34年 3月18日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第41回社債	平成29年 4月28日	—	—	0.005	有	平成31年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第42回社債	平成29年 4月28日	—	50,000	0.070	有	平成34年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第2回地域 連携型社債	平成29年 5月11日	—	10,000	0.070	有	平成34年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第43回社債	平成29年 7月28日	—	—	0.010	有	平成31年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第44回社債	平成29年 7月28日	—	40,000	0.090	有	平成34年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第3回地域 連携型社債	平成29年 7月28日	—	—	0.010	有	平成31年 6月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第4回米ドル 建て社債	平成29年 8月30日	—	6,686	0.085	有	平成34年 8月30日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第45回社債	平成29年 11月30日	—	60,000	0.005	有	平成31年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第46回社債	平成29年 11月30日	—	40,000	0.090	有	平成31年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第47回社債	平成30年 1月31日	—	60,000	0.005	有	平成31年 12月20日
東日本高速道路(株)	東日本高速道路 株式会社第48回社債	平成30年 1月31日	—	30,000	0.090	有	平成34年 12月20日

合計	—	—	643,185	939,871	—	—	—
----	---	---	---------	---------	---	---	---

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は130,000百万円(額面)であります。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	155,000	280,887	327,298	176,686

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	0	784	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,387	1,543	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	266,822	296,420	0.23	平成32年3月～ 平成35年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,720	2,475	—	平成31年4月～ 平成40年7月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	270,931	301,223	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)は道路建設関係長期借入金であります。
 4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	55,054	155,643	70,722	15,000
リース債務	1,084	678	390	183

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,868	134,315
高速道路事業営業未収入金	104,741	116,669
未収入金	11,421	17,884
リース投資資産	453	380
有価証券	71,999	103,997
仕掛道路資産	836,836	1,102,084
商品	0	—
原材料	661	516
貯蔵品	744	751
受託業務前払金	11,067	15,293
前払金	553	774
前払費用	485	513
繰延税金資産	409	396
その他の流動資産	※3 41,583	※3 58,675
貸倒引当金	△12	△12
流動資産合計	1,177,813	1,552,240
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,776	1,798
減価償却累計額	△914	△966
建物（純額）	862	831
構築物	47,076	47,636
減価償却累計額	△10,556	△11,604
構築物（純額）	36,520	36,032
機械及び装置	121,495	125,588
減価償却累計額	△73,673	△79,129
機械及び装置（純額）	47,821	46,458
車両運搬具	35,286	41,117
減価償却累計額	△29,351	△32,194
車両運搬具（純額）	5,935	8,922
工具、器具及び備品	6,595	7,336
減価償却累計額	△4,384	△4,717
工具、器具及び備品（純額）	2,211	2,618
土地	0	0
リース資産	214	241
減価償却累計額	△56	△84
リース資産（純額）	158	156
建設仮勘定	1,510	3,942
有形固定資産合計	95,020	98,963
無形固定資産	4,263	4,670
高速道路事業固定資産合計	99,283	103,634

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	35,580	36,885
減価償却累計額	△12,875	△14,496
建物 (純額)	22,705	22,389
構築物	7,771	8,170
減価償却累計額	△4,310	△4,614
構築物 (純額)	3,460	3,555
機械及び装置	3,775	3,877
減価償却累計額	△1,504	△1,865
機械及び装置 (純額)	2,271	2,012
工具、器具及び備品	428	448
減価償却累計額	△277	△319
工具、器具及び備品 (純額)	150	128
土地	72,837	72,841
リース資産	0	0
減価償却累計額	△0	△0
リース資産 (純額)	0	0
建設仮勘定	832	1,028
有形固定資産合計	102,258	101,955
無形固定資産	50	45
関連事業固定資産合計	102,308	102,000
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	11,038	11,425
減価償却累計額	△3,984	△4,279
建物 (純額)	7,054	7,145
構築物	686	669
減価償却累計額	△475	△497
構築物 (純額)	211	172
機械及び装置	97	97
減価償却累計額	△81	△88
機械及び装置 (純額)	15	8
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具 (純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,399	1,474
減価償却累計額	△856	△910
工具、器具及び備品 (純額)	543	564
土地	11,243	11,254
リース資産	1,152	1,587
減価償却累計額	△532	△815
リース資産 (純額)	620	771
建設仮勘定	165	389
有形固定資産合計	19,852	20,305
無形固定資産	5,969	6,295
各事業共用固定資産合計	25,821	26,600

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	107	105
有形固定資産合計	107	105
その他の固定資産合計	107	105
投資その他の資産		
関係会社株式	15,445	16,000
投資有価証券	359	339
長期貸付金	300	344
長期前払費用	1,717	1,470
繰延税金資産	8,513	—
その他の投資等	1,989	1,819
貸倒引当金	△95	△104
投資その他の資産合計	28,229	19,868
固定資産合計	255,751	252,210
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,011	1,160
繰延資産合計	1,011	1,160
資産合計	※1 1,434,575	※1 1,805,611
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	192,449	228,014
1年以内返済予定長期借入金	0	784
リース債務	367	515
未払金	23,006	34,856
未払費用	788	865
未払法人税等	5,226	1,303
預り連絡料金	880	895
預り金	19,825	20,015
受託業務前受金	12,674	17,144
前受金	405	360
前受収益	6	6
賞与引当金	2,521	2,642
その他の流動負債	2,871	2,826
流動負債合計	261,024	310,231

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
固定負債		
道路建設関係社債	※1 643,185	※1 939,871
道路建設関係長期借入金	266,818	296,420
その他の長期借入金	4	—
リース債務	512	571
繰延税金負債	—	154
受入保証金	5,409	6,718
退職給付引当金	73,954	46,922
役員退職慰労引当金	29	41
ETCマイレージサービス引当金	9,401	9,216
カードポイントサービス引当金	500	524
資産除去債務	117	119
固定負債合計	999,932	1,300,560
負債合計	1,260,957	1,610,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	—	9,000
別途積立金	25,656	27,158
繰越利益剰余金	36,666	47,384
利益剰余金合計	62,323	83,543
株主資本合計	173,616	194,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	△18
評価・換算差額等合計	1	△18
純資産合計	173,618	194,818
負債・純資産合計	1,434,575	1,805,611

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	822,599	837,695
道路資産完成高	122,991	129,327
受託業務収入	4	4
その他の売上高	1,149	966
営業収益合計	946,745	967,994
営業費用		
道路資産賃借料	579,799	601,847
道路資産完成原価	122,991	129,327
管理費用	231,716	244,105
受託業務費用	4	4
営業費用合計	934,511	975,285
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失(△)	12,233	△7,291
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	41,846	42,153
休憩所等事業収入	10,578	10,665
その他の事業収入	1,968	1,998
営業収益合計	54,393	54,817
営業費用		
受託業務費用	41,894	42,111
休憩所等事業費	9,310	9,201
その他の事業費用	2,184	2,127
営業費用合計	53,389	53,439
関連事業営業利益	1,004	1,377
全事業営業利益又は全事業営業損失(△)	13,237	△5,913
営業外収益		
受取利息	25	43
有価証券利息	13	47
受取配当金	※1 3,083	※1 5,911
土地物件貸付料	308	317
雑収入	571	1,012
営業外収益合計	4,003	7,332
営業外費用		
支払利息	3	0
損害賠償金	19	30
控除対象外消費税	69	57
雑損失	4	2
営業外費用合計	96	91
経常利益	17,144	1,328

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 14	※2 579
厚生年金基金代行返上益	—	28,129
特別利益合計	14	28,709
特別損失		
固定資産除却損	※3 141	※3 89
減損損失	131	18
特別損失合計	273	107
税引前当期純利益	16,885	29,929
法人税、住民税及び事業税	5,280	28
法人税等調整額	△8,982	8,680
法人税等合計	△3,702	8,709
当期純利益	20,587	21,219

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			579,799		601,847
2 道路資産完成原価			122,991		129,327
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		101,795		112,978	
(2) 管理業務費		63,197		64,629	
(3) 一般管理費		66,722		66,497	
計			231,716		244,105
4 受託業務費用					
(1) 受託事業費		2		1	
(2) 一般管理費		2		2	
計			4		4
高速道路事業営業費用合計			934,511		975,285
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		41,447		41,717	
(2) 一般管理費		447		393	
計			41,894		42,111
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業管理費		8,574		8,438	
(2) 一般管理費		735		763	
計			9,310		9,201
3 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		1,523		1,500	
(2) 一般管理費		660		627	
計			2,184		2,127
関連事業営業費用合計			53,389		53,439
全事業営業費用合計			987,901		1,028,725

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		
		金額(百万円)		金額(百万円)		
I 営業費用						
1 道路資産賃借料				579,799		601,847
2 道路資産完成原価						
用地費						
土地代		2,475			594	
労務費		147			68	
外注費		319			186	
経費		2,793			177	
金利等		667			15	
一般管理費人件費		68			72	
一般管理費経費		534	7,006		72	1,187
建設費						
材料費		37			45	
労務費		2,197			2,379	
外注費		99,470			112,326	
経費		1,155			1,391	
金利等		646			190	
一般管理費人件費		2,301			2,493	
一般管理費経費		1,995	107,804		2,477	121,303
除却工事費用その他						
労務費		184			165	
外注費		7,556			6,323	
経費		89			36	
金利等		8			5	
一般管理費人件費		196			167	
一般管理費経費		144	8,179	122,991	139	6,836
						129,327

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,796			4,558		
経費		96,999	101,795		108,420	112,978	
管理業務費							
人件費		1,875			1,773		
経費		61,321	63,197		62,856	64,629	
一般管理費							
人件費		8,734			7,851		
経費		57,988	66,722	231,716	58,646	66,497	244,105
4 受託業務費用				4			4
II 営業外費用							
雑損失			95	95		87	87
III 特別損失							
減損損失			50	50		—	—
高速道路事業営業費用等合計				934,657			
IV 法人税、住民税及び事業税			4,664			24	
V 法人税等調整額			△8,309	△3,645		8,043	8,067
高速道路事業総費用合計				931,011			983,440

(注) 1. 財務諸表等規則第78条第2項第6号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

2. 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

② 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	802	1.8	898	2.0
II 経費		43,813	97.9	44,782	97.5
III 一般管理費		152	0.3	262	0.6
当期総製造費用		44,768	100.0	45,943	100.0
期首受託業務前払金		7,746		11,067	
合計		52,515		57,011	
期末受託業務前払金		11,067		15,293	
受託事業費		41,447		41,717	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	40,771	42,569
施工管理委託費	988	1,105

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	15	0.2	20	0.2
II 労務費		313	3.7	266	3.2
III 経費		8,245	96.2	8,151	96.6
休憩所等事業管理費		8,574	100.0	8,438	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	3,457	3,193
減価償却費	2,281	2,364

④ その他の事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	268	17.6	230	15.4
II 経費		1,254	82.4	1,269	84.6
その他の事業費		1,523	100.0	1,500	100.0

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
業務委託費	609	639
租税公課	213	213

⑤ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は当事業年度68,284百万円、前事業年度68,569百万円であり、このうち主なものは次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
賞与引当金繰入額	759	758
退職給付費用	1,837	1,127
減価償却費	1,235	1,277
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	9,401	9,216
利用促進費	40,734	40,844

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	15,038	26,696	41,735	153,028	△3	△3	153,025
当期変動額							
別途積立金の積立	10,617	△10,617	—	—			—
当期純利益		20,587	20,587	20,587			20,587
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					5	5	5
当期変動額合計	10,617	9,970	20,587	20,587	5	5	20,593
当期末残高	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
	跨道橋耐震対策積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	—	25,656	36,666	62,323	173,616	1	1	173,618
当期変動額								
跨道橋耐震対策積立金の積立	9,000		△9,000	—	—			—
別途積立金の積立		1,501	△1,501	—	—			—
当期純利益			21,219	21,219	21,219			21,219
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△19	△19	△19
当期変動額合計	9,000	1,501	10,718	21,219	21,219	△19	△19	21,200
当期末残高	9,000	27,158	47,384	83,543	194,836	△18	△18	194,818

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- (2) 満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっております。
- (3) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛道路資産
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- (2) 原材料・貯蔵品
最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利通貨スワップ、金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建借入金、借入金、外貨建社債

(3) ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、平成29年5月1日付で厚生労働大臣から厚生年金基金の代行部分の過去分返上の認可を受けました。

これに伴い「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用し、当該事業年度において、厚生年金基金代行返上益を特別利益として、28,129百万円計上しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度(平成29年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債643,185百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債415,000百万円(額面)の担保に供しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債939,871百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債425,000百万円(額面)の担保に供しております。

2 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	661,000百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円
中日本高速道路(株)	7百万円	中日本高速道路(株)	7百万円
西日本高速道路(株)	10百万円	西日本高速道路(株)	9百万円
合計	661,018百万円	合計	511,016百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	540,000百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	530,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が130,000百万円(額面)減少しております。

※3 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出コミットメントの総額	10,315百万円		12,650百万円
貸出実行残高	2,562百万円		5,083百万円
差引額	7,752百万円		7,566百万円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	3,083百万円	5,911百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	3百万円	325百万円
建物	一百万円	238百万円
その他	10百万円	14百万円
合計	14百万円	579百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	9百万円	37百万円
構築物	8百万円	16百万円
その他	0百万円	0百万円
撤去費用	123百万円	35百万円
合計	141百万円	89百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,976百万円、関連会社株式12,023百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,976百万円、関連会社株式11,468百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	777百万円	809百万円
退職給付引当金	22,713百万円	14,367百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,879百万円	2,822百万円
その他	3,207百万円	4,105百万円
繰延税金資産小計	29,578百万円	22,104百万円
評価性引当額	△20,498百万円	△21,706百万円
繰延税金資産合計	9,080百万円	398百万円
繰延税金負債		
その他	△157百万円	△155百万円
繰延税金負債合計	△157百万円	△155百万円
繰延税金資産の純額	8,922百万円	242百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.7%	30.7%
(調整)		
受取配当金	△5.6%	△6.0%
評価性引当額	△48.3%	4.3%
その他	1.3%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.9%	29.1%

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,653.50円	1,855.41円
1株当たり当期純利益金額	196.07円	202.09円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(百万円)	20,587	21,219
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益	20,587	21,219
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	173,618	194,818
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	173,618	194,818
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	Pune Sholapur Road Development Co. Ltd	16,000,000	339
計		16,000,000	339	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	満期保有目的の債券	オリコ 700 CP	11,000	10,999
		オリコ 71AB CP	10,000	9,999
		ソフトバンクG 05SB CP	10,000	9,999
		ソフトバンクG 05VB CP	7,000	6,999
		ソフトバンクG 05WB CP	20,000	19,998
		ソフトバンクG 05XB CP	10,000	9,999
		イオンプロダクトF 07RB CP	3,000	2,999
		楽天カード 0GLB CP	3,000	2,999
		兵庫県信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	10,000	10,000
		大阪府信用農業協同組合連合会 譲渡性預金	20,000	20,000
計		104,000	103,997	

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引当期末 簿価 (百万円)	
高速道路事業	有形固定資産	建物	1,776	55	34	1,798	966	79	831
		構築物	47,076	1,113	553	47,636	11,604	1,251	36,032
		機械及び装置	121,495	8,423	4,330	125,588	79,129	9,430	46,458
		車両運搬具	35,286	6,430	600	41,117	32,194	3,429	8,922
		工具、器具及び備品	6,595	1,050	309	7,336	4,717	623	2,618
		土地	0	0	0	0	—	—	0
		リース資産	214	55	29	241	84	57	156
		建設仮勘定	1,510	21,057	18,625	3,942	—	—	3,942
		計	213,956	38,187	24,482	227,661	128,697	14,870	98,963
	無形固定資産	15,218	1,696	8	16,907	12,236	1,283	4,670	
合計	229,175	39,884	24,490	244,568	140,933	16,154	103,634		
関連事業	有形固定資産	建物	35,580	1,384	79	36,885	14,496	1,661	22,389
		構築物	7,771	572	173	8,170	4,614	333	3,555
		機械及び装置	3,775	260	158	3,877	1,865	361	2,012
		工具、器具及び備品	428	21	1	448	319	43	128
		土地	72,837	5	1	72,841	—	—	72,841
		リース資産	0	—	—	0	0	0	0
		建設仮勘定	832	2,380	2,184	1,028	—	—	1,028
		計	121,226	4,624	2,599	123,251	21,296	2,399	101,955
	無形固定資産	115	—	—	115	70	4	45	
合計	121,342	4,624	2,599	123,367	21,366	2,404	102,000		
各事業共用	有形固定資産	建物	11,038	613	227	11,425	4,279	428	7,145
		構築物	686	3	20	669	497	37	172
		機械及び装置	97	—	—	97	88	7	8
		車両運搬具	0	—	—	0	0	—	0
		工具、器具及び備品	1,399	161	86	1,474	910	131	564
		土地	11,243	207	196 < 18 >	11,254	—	—	11,254
		リース資産	1,152	507	73	1,587	815	356	771
		建設仮勘定	165	3,353	3,128	389	—	—	389
		計	25,783	4,848	3,733 < 18 >	26,898	6,593	(564) 961	(11,922) 20,305
	無形固定資産	(11,556) 19,601	2,141	1,215	(12,039) 20,527	14,232	1,749	6,295	
合計	45,385	6,989	4,948 < 18 >	47,426	20,825	2,710	26,600		
そ固 の定 他資 の産	有固 定資 産形 産	土地	107	—	2	105	—	—	105
		計	107	—	2	105	—	—	105
投資その 他の 資産	長期前払費用	6,141	295	150	6,286	4,816	387	1,470	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	1,300	594	121	1,773	613	445	1,160	

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しております。

2. 配賦基準は勤務時間比によっております。

3. < >内は、減損損失を表示しております。

4. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び社宅であります。

5. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の取得によるものであります。

6. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期減少額の主なものは、料金収受機械及びETC設備の更新によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	108	22	13	0	117
賞与引当金	2,521	2,642	2,521	—	2,642
役員退職慰労引当金	29	11	—	—	41
ETCマイレージサービス引当金	9,401	9,216	9,401	—	9,216
カードポイントサービス引当金	500	107	82	—	524

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 東日本高速道路株式会社本社
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申出を受け、株券不発行となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|----------------------------|---------|---|-------------|---------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 | 自 | 平成28年4月1日 | 平成29年6月27日 |
| 及びその添付書類 | (第12期) | 至 | 平成29年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 半期報告書 | (事業年度 | 自 | 平成29年4月1日 | 平成29年12月26日 |
| | (第13期中) | 至 | 平成29年9月30日) | 関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録書(普通社債) | | | | 平成30年3月23日
関東財務局長に提出 |
| (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | | | 平成30年4月20日
平成30年6月13日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第23回ないし第28回、第41回及び第43回社債並びに第3回地域連携型社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
 3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)(注1)	平成25年9月20日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)(注2)	平成25年12月4日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)(注3)	平成26年3月11日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)(注3)	平成26年5月19日	35,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注4)	平成26年7月29日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)(注5)	平成26年11月18日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年2月3日	35,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年5月21日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年7月30日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年9月17日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年11月19日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成27年12月10日	30,887 (2.5億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年1月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第35回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年3月17日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回米ドル建 て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年4月27日	25,109 (2.3億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第36回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年5月27日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第37回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年7月28日	80,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第38回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳の債務引受条項 付)	平成28年9月26日	50,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第3回米ドル建て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月2日	12,189 (1.17億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第39回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年11月29日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第40回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少数人数私募)	平成29年3月29日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第41回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)6	平成29年4月28日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第42回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年4月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少数人数私募)	平成29年5月11日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第43回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注)6	平成29年7月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第44回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年7月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第3回地域連携型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付及び分割制限付少数人数私募)(注)6	平成29年7月28日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年8月30日	6,686 (0.61億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月30日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第46回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年11月30日	40,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
東日本高速道路株式会社第47回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年1月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第48回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第49回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年4月27日	75,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第50回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年4月27日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回地域連携 型社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付及び分割制限付少人数私募)	平成30年6月13日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第51回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年6月19日	65,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第52回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構重畳的債務引受条項 付)	平成30年6月19日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成27年6月30日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
2. 平成27年12月28日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
3. 平成28年3月31日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
4. 平成28年9月30日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
5. 平成29年3月31日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。
6. 平成30年3月30日付けで、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成30年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は、平成30年4月1日以降、中期目標の期間の末日まで(現任の理事長の任期は平成34年3月31日まで)、理事の任期は2年、現任の監事の任期は平成29年度の財務諸表承認日までであります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成29年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,612,436百万円
政府出資金	4,089,294百万円
地方公共団体出資金	1,523,142百万円
II 資本剰余金	842,131百万円
資本剰余金	127百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△49百万円
損益外減価償却累計額	△6,817百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	5,085,747百万円
純資産合計	11,540,316百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
(iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
(v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
(viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
(ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
(x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
(xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
(xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
(i) 機構法
(ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
(iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
(iv) 通則法
(v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
(vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 15. 高速道路関係法令の適用」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 修 一 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 陽 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。